参考(改正後全文) 厚生労働省発社援1017第4号 平成30年10月17日 第 1 次 ~ 第 5 次) (省 略 6 次 改 第 正 厚生労働省発社援0803第3号 令和2年8月3日 第 7 次 改正 厚生労働省発社援1002第16号 令和2年10月2日 第 8 次 改 厚生労働省発社援0128第4号 令和3年1月28日 第 9 次 改 正 厚生労働省発社援1001第2号 令和3年10月1日 第 1 0 次 改 正 厚生労働省発社援0208第7号 令和4年2月8日

都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長

厚生労働事務次官

生活困窮者就労準備支援事業費等の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱」により行うこととされ、平成30年4月1日から適用することとされたので通知する。

各都道府県知事におかれては、貴管内市区町村に対する周知につき、配慮願いたい。

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱

(通則)

1 生活保護法(昭和25年法律第144号)第75条第2項、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第15条第2項、第3項及び第4項の規定に基づく国庫補助金及び生活保護適正化等事業費については予算の範囲内において交付するものとし、生活保護法、生活困窮者自立支援法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年等 6 号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

2 この補助金は、地方自治体等が地域の実情に応じて、生活困窮者や生活保護受給者などの地域の要援護者に対して自立・就労に向けた様々な支援サービスを総合的、一体的に提供することによりその自立を促進するとともに、生活保護制度の適正実施を推進することを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。
- (1) 生活困窮者就労準備支援等事業
 - ア 就労準備支援事業

生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱(平成27年7月27日社援発0727第2号「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」の別紙。以下「実施要綱」という。)の別添4に基づき、都道府県、市(特別区を含む。以下同じ。)及び福祉事務所を設置する町村が、就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、計画的かつ一貫して実施する事業。

イ 被保護者就労準備支援等事業

実施要綱の別添5に基づき行う以下の事業。

- (ア) 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が、就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者など就労に向けた課題をより多く抱える被保護者に対し、就労支援にあわせて、就労意欲の喚起や一般就労に従事する準備としての日常生活習慣の改善を計画的かつ一貫して行う事業。
- (イ)都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が、居住不安定者や無料低額 宿泊所等に入居する者に対して転居先となる居宅の確保に関する支援、各種 契約手続等に関する助言など居宅生活に移行するための支援、居宅生活移行 後に安定した生活が営めるよう定着支援等の支援を実施する事業並びに都道

府県、市及び福祉事務所を設置する町村が同事業を適切に実施することができると認められる社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人等に対し補助する事業。

- (ウ) 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が、家計に関する課題を抱える世帯や大学等への進学を検討している高校生等のいる被保護世帯からの相談に応じ支援する事業。
- (エ) 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が、職員の資質向上のための研修を実施する事業及び個別支援プログラムを整備し実施する事業((ア)の事業及び社会的な居場所づくり支援事業を除く。)。
- (オ) 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村による就労支援事業への参加 勧奨及び雇用環境の変化に応じた職場開拓等を実施する事業。

ウー時生活支援事業

(ア) 一時生活支援事業

実施要綱の別添6に基づき、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が、一定の住居を持たない生活困窮者に対し、一定の期間内に限り、宿泊場所の供与、食事の提供及び衣類その他日常生活を営むのに必要となる物資の貸与又は提供により、安定した生活を営めるよう支援を行う事業。

(イ) 一時生活支援事業のうち地域居住支援事業

都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が、シェルター等を利用していた者及び地域社会から孤立した状態にある者等に対し、一定の期間内に限り、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の現在の住居において日常生活を営むのに必要な支援を行う事業。

工 家計改善支援事業

実施要綱の別添7に基づき、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が、 家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、家計に関するアセスメントを 行い、家計の状況を「見える化」し、家計改善の計画・家計に関する個別のプラ ンを作成し、利用者の家計管理の意欲を引き出す事業。

オ 生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業

実施要綱の別添8に基づき、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が、 貧困の連鎖を防止するため、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子ども及び 保護者を対象として、学習支援、生活習慣・育成環境の改善、進路選択等に関す る支援等を行う事業。

カ 都道府県による市町村支援事業

実施要綱の別添9に基づき、都道府県が市町村に必要な助言、情報提供その他の援助を行い、事業の円滑な実施を推進する事業。

キ 福祉事務所未設置町村による相談事業

実施要綱の別添10に基づき、福祉事務所を設置していない町村において、一次 的な相談支援として、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相 談に応じ、必要な情報の提供及び助言、都道府県との連絡調整等を行う事業。

ク アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業

実施要綱の別添11に基づき、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が、 アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能の強化を行う事業。

ケ 就労準備支援事業等実施体制整備モデル事業

実施要綱の別添12に基づき、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が、 就労準備支援事業等をモデル的に実施することで、任意事業の実施を推進する事 業。

- コ 都道府県による就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング事業 実施要綱の別添13に基づき、都道府県が、就労支援対象者に対する就労体 験・就労訓練先の開拓及びマッチングを推進する事業。
- サ その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業
- (ア) 実施要綱の別添14に基づき、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が、地域の実情に応じた生活困窮者の自立の促進に資する取組等を推進する事業。
- (イ) 「生活福祉資金の貸付けについて」(平成21年7月28日厚生労働省発社援072 8第9号本職通知)に基づき、都道府県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業の貸付事務の運営費に対し都道府県が補助する事業。
- (ウ) 実施要綱の別添15に基づき、都道府県、指定都市又は市区町村が、ひきこもり支援を推進するための体制を整備し、ひきこもり状態にある本人や家族等を支援することにより、ひきこもり状態にある本人の社会参加を促進し、本人及び家族等の福祉の増進を図る事業。
- (エ) 実施要綱の別添16に基づき、都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業に対し都道府県又は指定都市が補助する事業。
- (オ) 実施要綱の別添17に基づき、都道府県、指定都市、中核市又は市区町村が 実施する地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業及 び同事業を適切に実施することができると認められる社会福祉協議会、社会 福祉法人、特定非営利活動法人等の団体に対し都道府県、指定都市、中核市 又は市区町村が補助する事業。
- (カ) 実施要綱の別添18に基づき、都道府県、指定都市又は中核市が、民生委員・ 児童委員を対象にした各種研修を実施する事業。
- (キ) 実施要綱の別添19に基づき、都道府県、指定都市、中核市又は市区町村が 実施する被災者見守り・相談支援事業及び同事業を実施する都道府県の管内 市区町村(指定都市及び中核市は除く。)に対し都道府県が補助する事業並 びに同事業を適切に実施することができると認められる社会福祉協議会、社 会福祉法人、特定非営利活動法人等の団体に対し都道府県、指定都市、中核 市又は市区町村が補助する事業。
- (2) 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築支援事業
 - ア 重層的支援体制整備事業への移行準備事業 実施要綱の別添20に基づき、市町村において、対象者の属性を問わない相談

支援、多様な参加支援、地域作りに向けた支援を一体的に実施することにより、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備する重層的支援体制整備事業の実施に向けた準備を行うことを目的とした事業。

イ 重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業

実施要綱の別添21に基づき、都道府県において、管内市町村における庁内連携促進のための支援、市町村間の交流・ネットワーク構築支援、重層的支援体制整備事業への移行促進等を目的とした研修等の実施、重層的支援体制構築のための実態調査等の取組を行うことにより、市町村において重層的支援体制整備事業や地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われることを目的とした事業。

(3) 生活保護適正化等事業

ア 生活保護適正実施推進事業

実施要綱の別添22に基づき、都道府県、指定都市、中核市又は市区町村(町村については福祉事務所を設置している町村に限る。)が、生活保護の適正な運営を確保するため、生活保護法施行事務監査、レセプトを活用した医療扶助適正化事業等による医療扶助の適正化、都道府県等による管内福祉事務所に対する生活保護業務の支援、収入資産調査の充実強化等による認定事務の適正化、警察との連携協力体制強化、生活保護業務デジタル化による効率化手法開発・検証等、各種適正化の取組を推進する事業。

イ 自立支援プログラム策定実施推進事業

実施要綱の別添23に基づき、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が、 地方自治体における自立支援プログラムの策定・実施を推進するため、生活保護 受給者等の自立支援のための社会的な居場所づくりを支援する事業。

ウ 地域福祉増進事業

(ア) 実施要綱の別添24、25、26、30に基づき、都道府県、指定都市、中核市又は市が実施する地域社会の支えを必要とする要援護者の自立・就労を支援するため、福祉人材の養成・確保等により、地域社会におけるセーフティネット機能を整備する事業。

また、実施要綱の別添26,27,29に基づき、同事業を適切に実施することができると認められる外国人介護福祉士候補者受入施設、社会福祉協議会 又は社会福祉法人等の団体に対し都道府県又は指定都市が補助する事業。

実施要綱の別添28に基づき、都道府県社協及び市町村社協が実施する災害発生時に災害ボランティアセンターを設置運営する具体的な手法を習得するための研修・訓練を行う事業。

実施要綱の別添31に基づき、都道府県、市町村が、全国どの地域においても成年後見制度の利用が必要な者が制度を利用できる地域体制の構築を図るため、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の整備や市町

村計画の策定を推進する事業。

- (イ-1) 「生活福祉資金の貸付けについて」(平成21年7月28日厚生労働 省発社援0728第9号本職通知)及び「臨時特例つなぎ資金の貸付けにつ いて」(平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第10号本職通知)に基 づき、都道府県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業及び臨 時特例つなぎ資金貸付事業の貸付原資に対し都道府県又は指定都市(生 活福祉資金貸付事業に限る。)が補助する事業。(イ-2を除く。)
- (イ-2) 「生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施について」(令和2年3月11日社援発0311第8号厚生労働省社会・援護局長通知)に基づき、都道府県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業の貸付原資に対し都道府県が補助する事業。
- (ウ) 「介護福祉士修学資金等の貸付けについて」(平成30年2月1日厚生 労働省発社援0201第2号本職通知)に基づき、都道府県が介護福祉士又 は社会福祉士の資格の取得を目指す学生に対する修学資金等の貸付けを 行う事業及び都道府県が適当と認める団体が実施する介護福祉士又は社 会福祉士の資格の取得を目指す学生に対する修学資金等の貸付原資等に 対し都道府県が補助する事業(介護福祉士修学資金等貸付事業)。
- (エ) 「外国人介護人材受入環境整備事業の実施について」(平成31年3月28日社接発0328第47号社会・接護局長通知)の別紙「外国人介護人材受入環境整備事業実施要綱」の別添3に基づき、都道府県、指定都市又は中核市が、外国人介護人材が日本国内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう、当該外国人介護人材の介護技能を向上するための集合研修等を実施する事業及び同事業を適切に実施することができると認められる団体に対し都道府県、指定都市又は中核市が補助する事業。
- 工 中国残留邦人等地域生活支援事業

実施要綱の別添32から36までに基づき、都道府県、指定都市、中核市又は市区町村が、中国残留邦人等の自立を支援するため、地域における支援ネットワークの構築、日本語学習者への支援、通訳の派遣等を行うことにより、地域の一員として普通の暮らしを送れるようにするための支援並びに支援給付及び配偶者支援金の適正な運営を確保する事業。

(4) 小規模法人のネットワーク化による協働推進事業

「「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」の実施について」(平成30年3月28日社援発0328第5号厚生労働省社会・援護局長通知)に基づき、都道府県又は市(特別区を含む。)が実施する、複数の小規模法人が参画する法人間連携プラットフォームの構築、協働事業の試行、これらの事業に必要な合同研修や人事交流等の取組を推進する事業及び同事業を適切に実施することができると認められる団体に対し都道府県又は市が補助する事業。

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、次の(1)から(4)により算出された額の合計額とする。 ただし、別表の第2欄に定める種目ごとに算出された合計額に1,000円未満の端数 が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。なお、1つの種目に直接補助と間 接補助が含まれる場合は、それぞれで端数の切り捨てを行うものとする。

(1) 生活困窮者就労準備支援等事業

ア 都道府県、指定都市、中核市又は市区町村が行う事業

- (ア) 別表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア)により選定された額に別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た 額を交付額とする。
- イ 社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人又は社会 福祉協議会等が行う事業に対して、都道府県、指定都市、中核市又は市区町村 が補助する事業
 - (ア) 別表の第2欄に定める種目ごとに、別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人については寄付金を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - (イ) (ア)により選定された額と都道府県、指定都市、中核市又は市区町村 が補助した額とを比較して少ない方の額に別表の第5欄に定める補助率を 乗じて得た額を交付額とする。
- ウ 都道府県の管内市区町村(指定都市及び中核市は除く。)に対して都道府県 が補助する事業及び社会福祉協議会、社会福祉法人、特定非営利活動法人等が 行う事業に対して都道府県、指定都市、中核市又は市区町村が補助する事業。
 - (ア) 別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを 比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉 法人等の営利を目的としない法人については寄付金を除く。)を控除した 額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - (イ) (ア)により選定された額と都道府県、指定都市、中核市又は市区町村 が補助した額とを比較して少ない方の額に別表の第5欄に定める補助率を 乗じて得た額を交付額とする。

(2) 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築支援事業

- ア 別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較 して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比 較して少ない方の額を選定する。
- イ アにより選定された額に別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(3) 生活保護適正化等事業

ア 都道府県、指定都市、中核市又は市区町村が行う事業

- (ア) 別表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア)により選定された額に別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額 を交付額とする。ただし、定額補助の事業の場合は、(ア)により選定され た額を交付額とする。
- イ 社会福祉協議会等(社会福祉協議会、社会福祉法人、公益法人、特定非営利 活動法人、厚生労働大臣が適当と認める団体をいう。以下同じ。)が行う事業 に対して都道府県、指定都市、中核市又は市区町村が補助する事業
 - (ア) 別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを 比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉 法人等の営利を目的としない法人については寄付金を除く。)を控除した 額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - (イ) (ア)により選定された額と都道府県、指定都市、中核市又は市区町村が補助した額とを比較して少ない方の額に別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、定額補助の事業の場合は、(ア)により選定された額と都道府県、指定都市、中核市又は市区町村が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(4) 小規模法人のネットワーク化による協働推進事業

ア 都道府県又は市が行う事業

別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを 比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した 額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

- イ 都道府県又は市が適当と認めた団体が行う事業に対して、都道府県又は市が 補助する事業
 - a 別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを 比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法 人については寄付金を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額を選 定する。
 - b aにより選定された額と都道府県又は市が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(補助金の概算払)

5 この補助金の概算払について

都道府県、指定都市、中核市、市区町村が実施する事業及び市区町村、社会福祉 協議会等及び都道府県等が適当と認めた団体が実施する事業に対し都道府県、指定 都市、中核市、市区町村が補助する事業に対して、厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(交付の条件)

- 6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業に要する経費の各区分間の配分の変更(それぞれの配分額のいずれか低い方の額の20%以内の変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

ただし、介護福祉士修学資金等貸付事業については、その他の区分又は種目間で事業に要する経費の配分の変更はしてはならない。

- (2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (4)事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後において も善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなけ ればならない。
- (7) 都道府県、指定都市、中核市及び市区町村は、補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (8) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに、厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (9) 都道府県又は指定都市(生活福祉資金貸付事業に限る。以下(10)、(11)及び(13)において同じ。)は、厚生労働大臣の承認を受けて生活福祉資金貸付事業 又は臨時特例つなぎ資金貸付事業を廃止する場合には、都道府県社会福祉協議会 が現に貸し付けている貸付金の状況及び当該貸付金の償還計画等を厚生労働大臣

に報告するとともに、事業を廃止する時期までの各年度における国庫補助金の額の合計額を限度として厚生労働大臣が定める額を国庫に返還しなければならない。

- (10) 都道府県又は指定都市は、都道府県社会福祉協議会が保有している生活福祉資金貸付事業又は臨時特例つなぎ資金貸付事業に係る貸付原資の額の全部又は一部について事業の見込みがないなどの事実が生じた場合又はその額が厚生労働大臣が別に定める基準に照らして過大であると認められる場合には、別紙様式10により厚生労働大臣に報告し、その指示を受け、各年度における国庫補助金の額の合計額を限度として、厚生労働大臣が指定する期日までに国庫に返還しなければならない。
- (11) 都道府県又は指定都市は、厚生労働大臣が都道府県社会福祉協議会の生活福祉 資金貸付事業又は臨時特例つなぎ資金貸付事業の業務の取扱いが適正を欠くと認 め、都道府県又は指定都市に対し、厚生労働大臣が是正の措置を講じるよう指示 した場合には、これに従わなければならない。
- (12) 都道府県、指定都市、中核市又は市区町村は、国から概算払により間接補助金 に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額 を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。
- (13) 都道府県、指定都市、中核市又は市区町村が、社会福祉法人等の民間団体に間接補助金を交付する場合は、以下のアからウまでの条件を付さなければならない。 ただし、生活福祉資金貸付事業(貸付事務運営費分)及び被災者見守り・相談

支援等事業については工の条件を、生活福祉資金貸付事業又は臨時特例つなぎ資金貸付事業についてはオの条件を、介護福祉士修学資金等貸付事業については工及びキの条件を併せて付すとともに、イの条件に「ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。」を追記するものとする。

- ア (2)、(3)、(6)及び(8)に掲げる条件。この場合において、(2)、(3)及び(8)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」、「指定都市市長」、「中核市市長」又は「市区町村長」と読み替えるものとする。
- イ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- ウ 間接補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により間接補助事業に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合も含む。)は、別紙様式2に準じた様式により速やかに、遅くとも間接補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は市区町村長に報告しなければならない。なお、間接補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、一

支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税 売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、間接補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を都道府県、指定都市、中核市又は市区町村に返還しなければならない。

- エ (4) 及び(5) に掲げる条件。この場合において、(4) 中「厚生労働大臣の」とあるのは「都道府県知事の」又は「指定都市市長の」と、「50万円」とあるのは「30万円」と、(5) 中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」又は「指定都市市長」と読み替えるものとする。
- オ (9)及び(11)に掲げる条件。この場合において、(9)及び(11)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」又は「指定都市市長」と、「都道府県 又は指定都市」とあるのは「都道府県社会福祉協議会」と、「国庫補助金」とあるのは「間接補助金」と、「国庫」とあるのは「都道府県」又は「指定都市」と 読み替えるものとする。
- カ (10) に掲げる条件。この場合において、(10) 中「都道府県又は指定都市」とあるのは「都道府県社会福祉協議会」と、「別紙様式11により厚生労働大臣に報告」とあるのは「別紙様式11を準用し都道府県知事又は指定都市市長に報告」と、「国庫補助金」とあるのは「間接補助金」と、「厚生労働大臣が指定する期日」とあるのは「都道府県知事又は指定都市市長が指定する期日」と、「国庫」とあるのは「都道府県」又は「指定都市」と読み替えるものとする。
- キ (18) に掲げる条件。この場合において、(18) 中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「都道府県は」とあるのは「都道府県が適当と認める団体は」と、「国庫補助金」とあるのは「間接補助金」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と読み替えるものとする。
- (14) 都道府県が市区町村(指定都市、中核市を除く。)に間接補助金を交付する場合は、以下のア及びイの条件を付さなければならない。

ただし、被災者見守り・相談支援等事業についてはウの条件を併せて付すとともに、イの条件については「ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。」を追記するものとする。

- ア (2)、(3)、(6)及び(8)に掲げる条件。この場合において、(2)、(3)及び(8)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替える ものとする。
- イ 市区町村は、補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙 様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠 書類を整理し、かつ当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中 止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終

了後5年間保管しておかなければならない。

- ウ (4)及び(5)に掲げる条件。この場合において、(4)中「厚生労働大臣の」とあるのは「都道府県知事の」と、(5)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。
- (15) (13) 及び(14) により付した条件に基づき都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は市区町村長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。
- (16) 間接補助事業者から財産の処分による収入並びに消費税及び地方消費税に係る 仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一 部を国庫に納付させることがある。
- (17) 間接補助事業者が(13) 及び(14) により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を取り消すことがある。
- (18) 都道府県は、介護福祉士修学資金等貸付事業(都道府県が適当と認める団体が 実施する場合に限る。)を廃止する場合には、都道府県が適当と認める団体が現 に貸し付けている貸付金の状況及び当該貸付金の償還計画等を厚生労働大臣に報 告するとともに、事業を廃止する時期までの各年度における国庫補助金の額の合 計額を限度として厚生労働大臣が定める額を国庫に返還しなければならない。

(申請手続)

- 7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。
- (1) 都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長は、別紙様式3による申請書に関係書類を添えて、別途定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。
- (2) 適正化法第26条第2項に基づき、市区町村長は、別紙様式4による申請書に関係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとする。

また、都道府県知事は、市区町村の申請書を受理したときは、その内容を審査 し必要があると認めたときは現地調査等を行い、その後、適正と認めたときは、 これを取りまとめ別紙様式3に添えて別途定める日までに厚生労働大臣に提出し て行うものとする。

(変更申請手続)

8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、毎年度1月末までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 9 この補助金の交付決定までの標準的期間は、次のとおりとする。
- (1) 適正化法第26条第2項に基づき、都道府県知事は、7の(2)及び8による交付申請書が到達した日から起算して原則として1か月以内に厚生労働大臣に提出を行うものとし、厚生労働大臣は、交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(2) (1) 以外の場合

厚生労働大臣は、7の(1)並びに8による交付申請書が到達した日から起算 して原則として2か月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとす る。

(交付決定の通知)

10 適正化法第26条第2項に基づき、都道府県知事は、厚生労働大臣の交付決定(又は変更交付決定)があったときは、市区町村長に対し、別紙様式5又は別紙様式6により速やかに交付決定の通知を行うものとする。

(実績報告)

- 11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。
 - (1) 都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長は、事業が完了したときは、別紙 様式7による事業実績報告書に関係書類を添えて、翌年度6月末日までに厚生労 働大臣に提出して行うものとする。
 - (2) 適正化法第26条第2項に基づき、市区町村長は、別紙様式8による事業実績報告書に関係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとする。

また、都道府県知事は、市区町村の事業実績報告書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めたときは現地調査等を行い、その後、適正と認めたときは、これを取りまとめ別紙様式7に添えて翌年度6月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(補助金の額の確定の通知)

12 適正化法第26条第2項に基づき、都道府県知事は、厚生労働大臣の交付額の確定があったときは、市区町村長に対して、別紙様式9により速やかに確定の通知を行うものとする。

(補助金の返環)

13 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

14 特別の事情により 4、7、8及び11に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
1 生活困窮者	就労準備支援事業	厚生労働大臣が	○都道府県、指定都市、中	2
就労準備支援等		必要と認めた額	核市、市区、福祉事務所設	3
事業			置町村 (福祉事務所を設置	(直接補助)
			している町村をいう。以下	
			同じ。)が行う就労準備支	
			援事業の実施に必要な次	
			に掲げる経費	
			報酬、給料、職員手当等、	
			共済費、報償費、旅費、需	
			用費(消耗品費、燃料費、	
			印刷製本費、光熱水費、修	
			繕料)、会議費、役務費(通	
			信運搬費、手数料、保険料、	
			雑役務費)、委託料、使用	
			料及び賃借料、備品購入費	
			(単価30万円以上の備品	
			を除く。)、負担金	
	被保護者就労準備支	厚生労働大臣が	○都道府県、市区、福祉事	2
	援等事業	必要と認めた額	務所設置町村が行う被保	3
			護者就労準備支援等事業	(直接補助)
			の実施に必要な次に掲げ	
			る経費	
			報酬、給料、職員手当等、	
			共済費、報償費、旅費、需	
			用費(消耗品費、燃料費、	
			印刷製本費、光熱水費、修	
			繕料)、会議費、役務費(通	
			信運搬費、手数料、保険	
			料)、委託料、使用料及び	
			賃借料、備品購入費(単価	
			30 万円以上の備品を除	
			く。)、負担金	
			○都道府県、市区、福祉事	3
			務所設置町村が行う居住	$\overline{4}$
			不安定者等居宅生活移行	(直接補助)
			支援事業の実施に必要な	

次に掲げる経費	
報酬、給料、職員手当等、	
共済費、報償費、旅費、需	
用費(消耗品費、燃料費、	
印刷製本費、光熱水費、修	
繕料)、会議費、役務費(通	
信運搬費、手数料、保険	
料)、委託料、使用料及び賃	
借料、備品購入費(単価 30	
万円以上の備品を除く。)、	
負担金	
○都道府県、市区、福祉事	3
務所設置町村が適当と認	$\frac{3}{4}$
めた団体が行う居住不安	(間接補助)
定者等居宅生活移行支援	
事業の実施に必要な次に	
掲げる経費	
報酬、給料、職員手当等、	
共済費、賃金、報償費、旅	
費、需用費(消耗品費、燃	
料費、印刷製本費、光熱水	
費、修繕料)、会議費、役務	
費(通信運搬費、手数料、	
保険料)、委託料、使用料及	
び賃借料、備品購入費(単	
価 30 万円以上の備品を	
除く。)、負担金	
○都道府県、市区、福祉事	
務所設置町村が行う関係	$\frac{1}{2}$
一	
	(直接補助)
施に必要な次に掲げる経	厚生労働大臣
曹 和副	が認めたもの については補
報酬、給料、職員手当等、	助率
共済費、報償費、旅費、需	10
用費(消耗品費、燃料費、	10
印刷製本費、光熱水費、修	
繕料)、会議費、役務費(通	
信運搬費、手数料、保険	
料)、委託料、使用料及び	

		賃借料、備品購入費(単価	
		30 万円以上の備品を除	
		く。)、負担金	
		○都道府県、市区、福祉事	$\frac{1}{2}$
		務所設置町村が行う個別	2
		支援プログラム実施事業	(直接補助)
		の実施に必要な次に掲げ	
		る経費	
		報酬、給料、職員手当等、	
		共済費、報償費、旅費、需	
		用費(消耗品費、燃料費、	
		 印刷製本費、光熱水費、修	
		 繕料)、会議費、役務費(通	
		信運搬費、手数料、保険	
		料)、委託料、使用料及び賃	
		借料、備品購入費(単価 30	
		万円以上の備品を除く。)、	
		負担金	
		○都道府県、市区、福祉事	 定額補助
		務所設置町村が行う被保	(直接補助)
			(巨)女佃切)
		護者就労支援機能強化事	
		業の実施に必要な次に掲	
		げる経費	
		報酬、給料、職員手当等、	
		共済費、報償費、旅費、賃	
		金、需用費(消耗品費、燃	
		料費、印刷製本費、光熱水	
		費、修繕料)、会議費、役務	
		費(通信運搬費、手数料、	
		保険料)、委託料、使用料及	
		び賃借料、備品購入費(単	
		価 30 万円以上の備品を	
		除く。)、負担金	
一時生活支援事業	厚生労働大臣が	○都道府県、指定都市、中	2
	必要と認めた額	核市、市区、福祉事務所設	3
		置町村が行う一時生活支	(直接補助)
		援事業の実施に必要な次	
		に掲げる経費	
		報酬、給料、職員手当等、	
		拟即、阳阳、慨兵于コ寺、	

	T	T	1
		共済費、報償費、旅費、需	
		用費(消耗品費、燃料費、	
		印刷製本費、光熱水費、修	
		繕料)、会議費、役務費(通	
		信運搬費、手数料、保険料、	
		雑役務費)、委託料、使用	
		料及び賃借料、備品購入費	
		(単価30万円以上の備品	
		を除く。)、負担金、扶助	
		費、入所者食料費、入所者	
		日用品費、原材料費	
家計改善支援事業	厚生労働大臣が	○都道府県、指定都市、中	1
	必要と認めた額	核市、市区、福祉事務所設	$\frac{1}{2}$
		 置町村が行う家計改善支	(直接補助)
		援事業の実施に必要な次	
		 に掲げる経費	自立相談支援
		 報酬、給料、職員手当等、	事業と併せて
		 共済費、報償費、旅費、需	 就労準備支援
		 用費(消耗品費、燃料費、	事業と家計改
		 印刷製本費、光熱水費、修	善支援事業を
			一体的に行う
		 信運搬費、手数料、保険料、	場合
		 雑役務費)、委託料、使用	2
		 料及び賃借料、備品購入費	3
		(単価30万円以上の備品	(直接補助)
		を除く。)、負担金	
生活困窮世帯の子ど	厚生労働大臣が	○都道府県、指定都市、中	1
もに対する学習・生活	必要と認めた額	核市、市区、福祉事務所設	2
支援事業		置町村が行う生活困窮世	(直接補助)
		帯の子どもに対する学習・	
		生活支援事業の実施に必	
		要な次に掲げる経費	
		報酬、給料、職員手当等、	
		共済費、報償費、旅費、需	
		用費(消耗品費、燃料費、	
		印刷製本費、光熱水費、修	
		 繕料)、会議費、役務費(通	
		信運搬費、手数料、保険料、	
		雑役務費)、委託料、使用	
<u>l</u>	<u> </u>	1	<u> </u>

		Jol 7 . 10 CT. III. Jol . III. II PH III	
		料及び賃借料、備品購入費	
		(単価30万円以上の備品	
		を除く。)、負担金	
都道府県による市町	厚生労働大臣が	○都道府県が行う市町村	<u>1</u>
村支援事業	必要と認めた額	に対する支援事業の実施	2
		に必要な次に掲げる経費	(直接補助)
		給料、職員手当等、共済	
		費、報酬、報償費、旅費、	
		需用費(消耗品費、燃料費、	
		印刷製本費、光熱水費、修	
		繕料)、会議費、役務費(通	
		信運搬費、手数料、保険料、	
		雑役務費)、委託料、使用料	
		及び賃借料、備品購入費	
		(単価 30 万円以上の備品	
		を除く。)、負担金、補助金	
福祉事務所未設置町	厚生労働大臣が	○福祉事務所を設置して	3
村による相談事業	必要と認めた額	いない町村が行う相談事	$\overline{4}$
		業の実施に必要な次に掲	(直接補助)
		げる経費	
		給料、職員手当等、共済	
		費、報酬、報償費、旅費、	
		 需用費(消耗品費、燃料費、	
		印刷製本費、光熱水費、修	
		 繕料)、会議費、役務費(通	
		 信運搬費、手数料、保険料、	
		雑役務費)、委託料、使用料	
		及び賃借料、備品購入費	
		(単価 30 万円以上の備品	
		を除く。)、負担金	
アウトリーチ等の充	 厚生労働大臣が	○都道府県、市及び福祉事	定額補助
実による自立相談支	必要と認めた額	務所を設置する町村が、ア	(直接補助)
援機能強化事業		ウトリーチ等の充実によ	
W WILLIAM LUT A		る自立相談支援機能の強	
		化を行う事業の実施に必	
		要な次に掲げる経費	
		会はいる経貨 給料、職員手当等、共済	
		費、報酬、報償費、旅費、	
		看、報酬、報價質、所質、 需用費(消耗品費、燃料費、	
		而用其(旧杙印貫、滁州貫、	

	T		1
		印刷製本費、光熱水費、修	
		繕料)、会議費、役務費(通	
		信運搬費、手数料、保険料、	
		雑役務費)、委託料、使用料	
		及び賃借料、備品購入費	
		(単価 30 万円以上の備品	
		を除く。)	
就労準備支援事業等	厚生労働大臣が	○都道府県、市及び福祉事	定額補助
 実施体制整備モデル	必要と認めた額	務所を設置する町村が、就	(直接補助)
事業		労準備支援事業等をモデ	., 2.,,
1.71		ル的に実施することで、任	
		意事業の実施を推進する	
		事業の実施に必要な次に	
		掲げる経費	
		お料、職員手当等、共済	
		費、報酬、報償費、旅費、	
		需用費(消耗品費、燃料費、	
		印刷製本費、光熱水費、修	
		繕料)、会議費、役務費(通	
		信運搬費、手数料、保険料、	
		雑役務費)、委託料、使用料	
		及び賃借料、備品購入費	
		(単価 30 万円以上の備品	
		を除く。)	
都道府県による就労	厚生労働大臣が	○都道府県が、就労支援対	定額補助
体験・就労訓練先の開	必要と認めた額	象者に対する就労体験・就	(直接補助)
拓・マッチング事業		労訓練先の開拓及びマッ	
		チングを推進する事業の	
		実施に必要な次に掲げる	
		経費	
		給料、職員手当等、共済	
		費、報酬、報償費、旅費、	
		需用費(消耗品費、燃料費、	
		印刷製本費、光熱水費、修	
			
		(通信運搬費、手数料、保	
		(理信連版質、子級科、床) 険料、雑役務費)、委託料、	
		使用料及び賃借料、備品購	
		入費 、負担金	

その他生活困窮者の	厚生労働大臣が	○都道府県、指定都市、中	4
自立の促進を図るた	必要と認めた額	核市、市区、福祉事務所設	$\frac{1}{2}$
めに必要な事業	必安と前のた領	世間では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個	_
めに必要な事素			(直接補助)
		自立支援法第7条第2項	
		第3号に基づく事業の実	
		施に必要な次に掲げる経	
		費	
		給料、職員手当等、共済	
		費、報酬、報償費、旅費、	
		需用費(消耗品費、燃料費、	
		印刷製本費、光熱水費、修	
		繕料)、会議費、役務費(通	
		信運搬費、手数料、保険料、	
		雑役務費)、委託料、使用料	
		及び賃借料、備品購入費、	
		負担金、補助金	
	厚生労働大臣が	○都道府県社会福祉協議	1
	必要と認めた額	会が行う生活福祉資金貸	2
		付事業の貸付事務の運営	(間接補助)
		費として必要な次に掲げ	
		る経費	
		(諸謝金、需用費、委託	
		料以外は社会福祉協議会	
		の職員の給与に関する規	
		程及び社会福祉協議会の	
		旅費に関する規程により	
		 貸付事務担当職員に対し	
		支給するものに限る。)	
		職員俸給、諸手当、社会	
		保険料事業主負担金、旅	
		費、諸謝金、需用費(備品	
		費、消耗品費、燃料費、印	
		刷製本費、雑役務費、通信	
		運搬費、光熱水費、借料及	
		び損料、会議費、賃金)、委	
		ご預料、去職員、負並バ安託料、負担金	
	厚生労働大臣が	○都道府県、指定都市、市	
			$\frac{1}{2}$
	必要と認めた額	区町村が行うひきこもり	
		支援推進事業の実施に必	(直接補助)

	.	,	
		要な次に掲げる経費	
		報酬、給料、職員手当等、	
		報償費、共済費、旅費、需	
		用費(消耗品費、印刷製本	
		費、食糧費、燃料費、光熱	
		水費)、役務費(通信運搬	
		費、保険料)、委託料、使用	
		料及び賃借料、備品購入費	
		(単価 30 万円以上の備品	
		を除く。)、補助金	
厚生	上労働大臣が	○都道府県社会福祉協議	1
必要	更と認めた額	会又は指定都市社会福祉	$\overline{2}$
		協議会が行う日常生活自	(間接補助)
		立支援事業の実施に必要	
		な次に掲げる経費	
		給料、職員手当等、共済	
		費、報償費、旅費、賃金(生	
		活支援員に対する賃金は、	
		生活保護受給世帯へ派遣	
		する場合に限る。)、需用費	
		(消耗品費、燃料費、印刷	
		製本費、修繕料、食糧費)、	
		使用料、賃借料、役務費(通	
		信運搬費、保険料、手数	
		料)、委託料、備品購入費	
		(単価 30 万円以上の備品	
		を除く。)、助成金	
厚生	上労働大臣が	○都道府県、指定都市、中	1
必要	更と認めた額	核市、市区町村が行う地域	$\overline{2}$
		における生活困窮者支援	(直接補助)
		等のための共助の基盤づ	
		くり事業の実施に必要な	
		次に掲げる経費	
		給料、職員手当等、報酬、	
		共済費、報償費、旅費、需	
		用費(消耗品費、燃料費、	
		印刷製本費、修繕料、食糧	
		費)、使用料及び賃借料、役	
		務費(通信運搬費、保険料、	
1	l		

	T	<u> </u>
	手数料)、委託料、備品購入	
	費(単価30万円以上の備	
	品を除く。)、助成金	
	○社会福祉協議会等が行	1
	う地域における生活困窮	2
	者支援等のための共助の	(間接補助)
	基盤づくり事業の実施に	
	必要な次に掲げる経費	
	給料、職員手当等、報酬、	
	共済費、報償費、旅費、賃	
	金、需用費(消耗品費、燃	
	料費、印刷製本費、修繕料、	
	食糧費)、使用料及び賃借	
	料、役務費(通信運搬費、	
	保険料、手数料)、委託料、	
	備品購入費(単価 30 万円	
	以上の備品を除く。)、助成	
	金	
厚生労働大臣が	○都道府県、指定都市、中	1
必要と認めた額	核市、市区町村が行う被災	$\frac{1}{2}$
	者見守り・相談支援事業の	
	実施に必要な次に掲げる	特定非常災害
	経費	の場合
	給料、職員手当等、報酬、	発災の年度
	共済費、報償費、旅費、需	を含み3年間
	用費、役務費、委託料、使	10
	用料及び賃借料、備品購入	$\frac{10}{10}$
	費、補助及び交付金	4~5年目
	灵、Ⅲ约及○人门业	
		$\frac{3}{4}$
		・6年目以降
		$\frac{1}{2}$
		(直接補助)
	 ○市区町村(指定都市・中	
	核市を除く)及び社会福祉	$\frac{1}{2}$
	協議会等が行う被災者見	
	守り・相談支援事業の実施	特定非常災害
	ではいる では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	将走非吊災害 の場合

		給料、職員手当等、報酬、 賃金、共済費、報償費、旅 費、需用費、役務費、委託 料、使用料及び賃借料、備 品購入費	 ・発災の年度を含み3年間 10/10 ・4~5年目 3/4 ・6年目以降 1/2 (間接補助)
	厚生労働大臣が必要と認めた額	○都道府県、指定都市、 中核市が行う民生委員・ 児童委員研修事業の実施 に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、共済 費、報償費、旅費、需用費 (消耗品費、印刷製本費、 修繕料、食糧費)、使用料、 賃借料、役務費(通信運搬 費、手数料)、委託料、備 品購入費(単価30万円以上 の備品を除く。)、助成金	1/2 (直接補助)
重層的支援体制整備事業への移行準備事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	○市区町村が行う重層的 支援体制整備事業への移 行準備事業の実施に必要 な次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、 共済費、報償費、旅費、需 用費(消耗品費、燃料費、 印刷製本費、修繕料、食糧 費)、使用料及び賃借料、 役務費(通信運搬費、保険 料、手数料)、委託料、備 品購入費(単価30万円以上 の備品を除く。)	3 4 (直接補助)

Г	**************			
	重層的支援体制構築	厚生労働大臣が	○都道府県が行う重層的	$\frac{3}{4}$
	に向けた都道府県後	必要と認めた額	支援体制構築に向けた都	
	方支援事業		道府県後方支援事業の実	(直接補助)
			施に必要な次に掲げる経	
			費	
			給料、職員手当等、報酬、	
			共済費、報償費、旅費、需	
			用費(消耗品費、燃料費、	
			印刷製本費、修繕料、食糧	
			費)、使用料及び賃借料、	
			役務費(通信運搬費、保険	
			料、手数料)、委託料、備	
			品購入費(単価30万円以上	
			の備品を除く。)	
3 生活保護適	生活保護適正実施推	厚生労働大臣が	○都道府県、指定都市が	1
正化等事業	進事業	必要と認めた額	行う生活保護法施行事務	2
			監査並びに都道府県、指	(直接補助)
			定都市、中核市が行う保	
			護施設に対する指導監	
			査、指定医療機関に対す	
			る指導・検査、指定介護	
			機関に対する指導・検査	
			及び精神科嘱託医等を設	
			置する事業の実施に必要	
			な次に掲げる経費	
			旅費、報酬、手当	
			○都道府県、指定都市、中	1
			核市、市区、福祉事務所設	2
			置町村が行う業務効率化	(直接補助)
			事業の実施に必要な次に	厚生労働大臣
			掲げる経費	が認めたもの
			給料、職員手当等、報酬、	については補
			報償費、共済費、旅費、需	助率
			用費、役務費、委託料、使	$\frac{2}{3}$
			用料、賃借料、備品購入費、	
			負担金	
			○都道府県、指定都市が行	3
			う都道府県等による生活	$\overline{4}$
			保護支援業務に必要な次	(直接補助)

に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、 報償費、共済費、旅費、需 用費、役務費、委託料、使 用料、賃借料、備品購入費、 負担金 (とモデル事業 については 補助率 自立支援プログラム 厚生労働大臣が 〇都道府県、指定都市、	 			, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
根債費、共済費、旅費、 用費、役務費、委託料、使用料、貸借料、備品購入費			に掲げる経費	
用費、役務費、委託料、使用料、貸借料、備品購入費			給料、職員手当等、報酬、	
用料、賃借料、備品購入費 ○都道府県、指定都市、中核市、市区、福祉事務所設置町村が行う生活保護業務デジタル化による効率化手法開発・検証事業に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、報償費、共済費、需用費、貨借料、備品購入費、負担金、助成金 ○都道府県、指定都市、中核市、市区、福祉事務所設置町村が行う上記以外の生活保護適正実施推進事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、報償費、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、備品購入費、負担金 「直接料料、職員事当等、報酬、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、備品購入費、負担金を重適正事ととそへですがよる経費、表記料、使用料、賃借料、備品購入費、負担金			報償費、共済費、旅費、需	
○都道府県、指定都市、中核市、市区、福祉事務所設置町村が行う生活保護業務デジタル化による効率化手法開発・検証事業に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、報信費、共済費、旅費、第用費、役務費、委託財、使用料、賃借料、備品購入費、負担金、助成金 ○郡道府県、指定都市、中核市、市区、福祉事務所設置町村が行う上記以外の生活保護適正実施推進事業の実施に必要ななに掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、報信費、共済費、旅費、需用費、役務費、素託料、使用料、賃借料、備品購入費、負担金 「位在被引力」といいて表してデジンラの機関を重視したのでデンラので表表とそへ高支事となるである。表表に対して、表表とそへ高支援業別担金 「自立支援プログラム」厚生労働人臣が「○都道府県、指定都市、 101010			用費、役務費、委託料、使	
様市、市区、福祉事務所設 置町村が行う生活保護業 務デジタル化による効率 化手法開発・検証事業に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、 報館費、共済費、旅費、需 用費、役務費、委託料、使 用料、賃借料、備品購入費、 負担金、助成金 〇都道所県、指定都市、 中核市、市区、福祉事務 所設置町村が行う上記以 外の生活保護適正実施推 進事業の実施に必要な次 に掲げる経費 給料、熊員手当等、報酬、 報僧費、投務費、委託料、使 用料、賃借料、備品購入費、 負担金 医療、等きお を変費、委託料、使 用料、賃借料、備品購入費、 負担金 「人を強度、大き事をとそるを を変更した適 変素手した適 変素手した適 で変が、を表した を変更を変更した。 を変更を変更した。 を変更を変更した。 を変更を変更した。 を変更を変更した。 を変更を変更した。 を変更を変更した。 を変更を変更した。 を変更を変更した。 を変更を変更した。 を変更を変更した。 を変更を変更した。 を変更を変更した。 を変更を変更した。 を変更を変更した。 を変更した。 を変更を変更を変更を変更した。 を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を			用料、賃借料、備品購入費	
置町村が行う生活保護業務デジタル化による効率化手法開発・検証事業に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、報價要、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、備品購入費、負担金、助成金 ○ 都道府県、指定都市、中核市、市区、福祉事務所設置町村が行う上記以外の生活保護適正実施推進事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬報價費、共済費、旅費、需用の大方デンラーでです。 電子 の で 変 乗手したの 変 手したの 変 手したの で 変 手したの で 変 手したの で で で で で で で で で で で で で で で で で で で			○都道府県、指定都市、中	定額補助
務デジタル化による効率 化手法開発・検証事業に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、報償費、共済費、旅費、需 用費、役務費、委託料、使 用料、賃借料、備品購入費、負担金、助成金 〇郡道府県、指定都市、中核市、市区、福祉事務 所設置町村が行う上記以外の生活保護適正実施推進事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、報償費、共済費、旅費、新工業、工業、工業、工業、工業、工業、工業、工業、工業、工業、工業、工業、工業、工			核市、市区、福祉事務所設	(直接補助)
(北手法開発・検証事業に必要な次に掲げる経費			置町村が行う生活保護業	
要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、 報償費、共済費、旅費、需 用費、役務費、委託料、使 用料、賃借料、備品購入費、 負担金、助成金 〇都道府県、指定都市、 中核市、市区、福祉事務 所設置町村が行う上記以 外の生活保護適正実施推 進事業の実施に必要な次 に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、 報償費、共済費、旅費、需 用費、役務費、委託料、使 用料、賃借料、備品購入費、 負担金 「個技術助」) 医療 療 と変 変の手を主活 を変 の手とこのが とのがしている。 自立支援プログラム 厚生労働大臣が 〇都道府県、指定都市、 3 10 10 10			務デジタル化による効率	
総料、職員手当等、報酬、報償費、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、備品購入費、負担金、助成金			 化手法開発・検証事業に必	
報償費、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、備品購入費、負担金、助成金 ○都道府県、指定都市、中核市、市区、福祉事務所設置町村が行う上記以外の生活保護適正実施推進事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬報償費、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、備品購入費、負担金 ② 「大坂・東美田・大阪・東美田・大阪・東美田・大阪・東美田・大阪・東美田・大阪・東美田・大阪・東美田・大阪・東美田・大阪・東美田・大阪・東美田・大阪・東美田・大阪・東美田・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・			 要な次に掲げる経費	
報償費、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、備品購入費、負担金、助成金 ○都道府県、指定都市、中核市、市区、福祉事務所設置町村が行う上記以外の生活保護適正実施推進事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬報償費、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、備品購入費、負担金 ② 「大坂・東美田・大阪・東美田・大阪・東美田・大阪・東美田・大阪・東美田・大阪・東美田・大阪・東美田・大阪・東美田・大阪・東美田・大阪・東美田・大阪・東美田・大阪・東美田・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・			 給料、職員手当等、報酬、	
用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、備品購入費、負担金、助成金				
用料、賃借料、備品購入費、 負担金、助成金				
自立支援プログラム 厚生労働大臣が ○都道府県、指定都市、中核市、市区、福祉事務 所設置町村が行う上記以 外の生活保護適正実施推 進事業の実施に必要な次 に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬 報償費、共済費、旅費、 需 用費、役務費、委託料、使 用料、賃借料、備品購入費、負担金 (直接料、 ののの ののの ののの ののの ののの ののの ののの ののの ののの の				
○都道府県、指定都市、中核市、市区、福祉事務 所設置町村が行う上記以 外の生活保護適正実施推 進事業の実施に必要な次 に掲げる経費				
中核市、市区、福祉事務 所設置町村が行う上記以 外の生活保護適正実施推 進事業の実施に必要な次 に掲げる経費				2
所設置町村が行う上記以外の生活保護適正実施推進事業の実施に必要な次に掲げる経費				$\frac{3}{4}$
外の生活保護適正実施推 進事業の実施に必要な次 に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬 報償費、共済費、旅費、需 用費、役務費、委託料、使 用料、賃借料、備品購入費、 負担金 自担金 自立支援プログラム 厚生労働大臣が 〇都道府県、指定都市、 3				
進事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、報償費、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、備品購入費、負担金 自立支援プログラム 厚生労働大臣が 〇都道府県、指定都市、 3				(巨)女佣功)
に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬 報償費、共済費、旅費、需 用費、役務費、委託料、使 用料、賃借料、備品購入費、 負担金 (とそびのの健康生活のの健康を主ごのの健康を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を				
給料、職員手当等、報酬、報償費、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、備品購入費、負担金 (人・モデル事業 及び子どもとその養育者への健康生活支援モデル事業については補助率 10 10				医療扶助
報償費、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、備品購入費、負担金 (ルモデル事業及び子どもとその養育者への健康生活支援モデル事業については補助率 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10				
日本では、大海貨、水海(大海)、田田、田豊、役務費、委託料、使用、大海・大海・大海・大海・大海・大海・大海・大海・大海・大海・大海・大海・大海・大			,.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
用料、賃借料、備品購入費、 負担金				用した重複
自立支援プログラム 厚生労働大臣が ○都道府県、指定都市、 3				処方の適正
もとその養育者への健康生活支援 モデル事業については 補助率 自立支援プログラム 厚生労働大臣が ○都道府県、指定都市、 3				
育者への健康生活支援 モデル事業 については 補助率 自立支援プログラム 厚生労働大臣が ○都道府県、指定都市、 <u>3</u>			負担金 	
日立支援プログラム 厚生労働大臣が ○都道府県、指定都市、 3				育者への健
については 補助率 <u>10</u> 10 自立支援プログラム 厚生労働大臣が ○都道府県、指定都市、 <u>3</u>				康生活支援
自立支援プログラム 厚生労働大臣が ○都道府県、指定都市、 3				
<u>10</u> <u>10</u> <u>10</u>				
10 10 10 10 10 10 10 10				
	自立支援プログラム	厚生労働大臣が	○都道府県、指定都市、	
東疋美施推進事業 必要と認めた額 甲核巾、巾凶、福祉事務 4	策定実施推進事業	必要と認めた額	中核市、市区、福祉事務	$\overline{4}$
所設置町村が行う社会的(直接補助)			所設置町村が行う社会的	(直接補助)
な居場所づくり支援事業			な居場所づくり支援事業	
の実施に必要な次に掲げ			の実施に必要な次に掲げ	

		(m - th	
		る経費	
		給料、職員手当等、報酬、	
		報償費、共済費、旅費、需	
		用費、役務費、委託料、使	
		用料、賃借料、備品購入費、	
		負担金	
地域福祉増進事業	実施要綱別添24	○都道府県が行う福祉人	1
	福祉人材確保推	材確保推進事業(都道府	2
	進事業実施要領	県福祉人材センター)の	(直接補助)
	に定める	実施に必要な次に掲げる	
	(1) 基盤型事	経費	
	業		
	7,200千円	酬、共済費、報償費、旅	
	(2) 施策提案	費、需用費(消耗品費、	
	型事業	印刷製本費、修繕料、光	
	^{主事未} 厚生労働大臣が	熱水費、燃料費、食糧	
	学生が働人性が 必要と認めた額	費)、使用料、賃借料、	
	必安と認めた領		
		役務費(通信運搬費、広	
		告料、手数料)、委託	
		料、備品購入費(単価30	
		万円以上の備品を除	
		く。)、負担金	
	実施要綱別添24	○都道府県が行う福祉人	<u>1</u>
	福祉人材確保推	材確保推進事業(支所型	2
	進事業実施要領	福祉人材バンク)の実施	(直接補助)
	に定める	に必要な次に掲げる経費	
	(1) 基盤型事	給料、職員手当等、報酬、	
	業	共済費、報償費、旅費、需	
	5,200千円	用費(消耗品費、印刷製本	
	(2) 施策提案	費、修繕料、光熱水費、燃	
	型事業	料費、食糧費)、使用料、	
	厚生労働大臣が	賃借料、役務費(通信運搬	
	必要と認めた額	費、広告料、手数料)、委	
		託料、備品購入費(単価30	
		万円以上の備品を除く。)、	
		負担金	
	実施要綱別添24	○指定都市、中核市が行	
		う福祉人材確保推進事業	
	進事業実施要領	(都市型福祉人材バン	

に定める	ク) の実施に必要な次に	
(1) 基盤型事	掲げる経費	
業	給料、職員手当等、共済	
5,200千円	費、報償費、旅費、需用費	
(2) 施策提案	(消耗品費、印刷製本費、	
型事業	修繕料、光熱水費、燃料費、	
厚生労働大臣が	食糧費)、使用料、賃借料、	
必要と認めた額	役務費(通信運搬費、広告	
	料、手数料)、委託料、備	
	品購入費(単価30万円以上	
	の備品を除く。)、負担金	
厚生労働大臣が	○都道府県が行う介護福	1
必要と認めた額	祉士修学資金等貸付事業	$\overline{2}$
	の実施に必要な次に掲げ	(直接補助)
	る経費	
	貸付金(貸付額から前	
	年度の当該修学資金の返	
	還金に相当する額を控除	
	した額)、委託料(当該	
	事業の財源として、都道	
	府県が都道府県社会福祉	
	協議会に対して委託する	
	額)	
	○都道府県が適当と認め	定額補助
	る団体が行う介護福祉士	(間接補助)
	修学資金等貸付事業の実	
	施に必要な次に掲げる経	
	費(都道府県が適当と認	
	める団体が行う事業に対	
	し、都道府県が総事業費	
	の1/10を別途補助する場	
	合に限る。)	
	(1)介護福祉士修学資	
	金等貸付事業の貸付原資	
	として交付する額	
	(2)貸付事務費	
	給料、職員手当等、報	
	償費、共済費、旅費、賃	
	金、需用費(消耗品費、	
1		

厚生労働大臣が 必要と認めた額	印刷製本費、光熱水 費)、使用料、賃借料、 役務費(通信運搬費、手 数料)、委託料、備品購 入費 ○都道府県、市が行う社 会福祉法人指導監督事業 の実施に必要な次に掲げ る経費	1 2 (直接補助)
実施要綱別添26 外国人介護福祉	旅費 ○経済連携協定 (E P A) 又は交換公文に基づ	$\frac{10}{10}$
士候補者受入施 設学習支援事業 実施要領に定め	き入国する外国人介護福 祉士候補者の受入れ施設 が行う外国人介護福祉士	(間接補助)
る (1)候補者一 人当たり 235	保補者受入施設学習支援 事業の実施に必要な次に 掲げる経費	
千円を基準とし て、厚生労働大	(1)に関する経費 報償費、旅費、需用費(消	
臣が必要と認めた額(2)候補者一	, ., . , , . ,	
人当たり 95 千円(当該候補者の滞在期間中に	及び賃借料、委託料、補助 金(入学金、受講料に限 る。)、備品購入費(単価	
つき1回に限 る。)	30 万円以上の備品を除く。)	
(3)一受入施設当たり 80 千円		
	保険料)、補助金(入学金、 受講料に限る。)	
	(3) に関する経費 諸手当(受入施設の研修 担当者にかかるものに限 る。)	

厚生労働大臣が	都道府県、指定都市、中核	定額補助
必要と認めた額	市が行う外国人介護人材	(直接補助)
	受入支援事業の実施に必	
	要な次に掲げる経費	
	給料、職員手当等、報酬、	
	共済費、報償費、旅費、需	
	用費(消耗品費、燃料費、	
	食糧費、印刷製本費、光熱	
	水費)、会議費、役務費(雑	
	役務費、通信運搬費、手数	
	料、広告料、保険料)、使用	
	料、賃借料、委託料、備品	
	購入費(単価 30 万円以上	
	の備品を除く。)、助成金	
厚生労働大臣が	都道府県、指定都市又は中	定額補助
必要と認めた額	核市が適当と認めた団体	(間接補助)
	が行う外国人介護人材受	
	入支援事業の実施に必要	
	な次に掲げる経費	
	給料、職員手当等、報酬、	
	共済費、報償費、旅費、需	
	用費(消耗品費、燃料費、	
	食糧費、印刷製本費、光熱	
	水費)、会議費、役務費(雑	
	役務費、通信運搬費、手数	
	料、広告料、保険料)、使用	
	料、賃借料、委託料、備品	
	購入費(単価 30 万円以上	
	の備品を除く。)、助成金	

	厚生労働大臣が	○都道府県が行う災害福	定額補助
	必要と認めた額	祉支援ネットワーク構築	(直接補助)
		推進等事業の実施に必要	
		な次に掲げる経費	
		給料、職員手当等、報酬、	
		報償費、旅費、需用費(消	
		耗品費、燃料費、印刷製本	
		費、光熱水費、修繕料、食	
		糧費)、会議費、使用料、賃	
		借料、役務費(雑役務費、	
		通信運搬費、保険料、手数	
		料)、委託料、備品購入費	
		(単価 30 万円以上の備品	
		を除く。)、負担金、補助金	
		○社会福祉法人等が行う	定額補助
		災害福祉支援ネットワー	(間接補助)
		ク構築推進等事業の実施	
		に必要な次に掲げる経費	
		報償費、旅費、賃金、需	
		用費(消耗品費、燃料費、	
		印刷製本費、光熱水費、修	
		繕料、食糧費)、会議費、	
		使用料、賃借料、役務費(雑	
		役務費、通信運搬費、保険	
		料、手数料)、委託料、備	
		品購入費(単価 30 万円以	
		上の備品を除く。)、負担	
		金、補助金	

○都道府県社会福祉協議会又は市町村社会福祉協議会又は市町村社会福祉協議会が行う災害ボランティアセンター設置運営等支援事業の実施に必要な次に掲げる経費報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、食糧費)、会議費、使用料及び賃借料、役務費(雑役務費、通信運搬費、保険料、手数料)、委託料、備品購入費(単価30万円以上の備品を除く。)
議会が行う災害ボランテ イアセンター設置運営等 支援事業の実施に必要な 次に掲げる経費 報酬、給料、職員手当 等、共済費、賃金、報償 費、旅費、需用費(消耗 品費、燃料費、印刷製本 費、光熱水費、修繕料、 食糧費)、会議費、使用料 及び賃借料、役務費(雑 役務費、通信運搬費、保 険料、手数料)、委託料、 備品購入費(単価30万円 以上の備品を除く。)
イアセンター設置運営等 支援事業の実施に必要な 次に掲げる経費 報酬、給料、職員手当 等、共済費、賃金、報償 費、旅費、需用費(消耗 品費、燃料費、印刷製本 費、光熱水費、修繕料、 食糧費)、会議費、使用料 及び賃借料、役務費(雑 役務費、通信運搬費、保 険料、手数料)、委託料、 備品購入費(単価30万円 以上の備品を除く。)
支援事業の実施に必要な 次に掲げる経費 報酬、給料、職員手当 等、共済費、賃金、報償 費、旅費、需用費(消耗 品費、燃料費、印刷製本 費、光熱水費、修繕料、 食糧費)、会議費、使用料 及び賃借料、役務費(雑 役務費、通信運搬費、保 険料、手数料)、委託料、 備品購入費(単価30万円 以上の備品を除く。)
次に掲げる経費 報酬、給料、職員手当 等、共済費、賃金、報償 費、旅費、需用費(消耗 品費、燃料費、印刷製本 費、光熱水費、修繕料、 食糧費)、会議費、使用料 及び賃借料、役務費(雑 役務費、通信運搬費、保 険料、手数料)、委託料、 備品購入費(単価30万円 以上の備品を除く。)
報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、食糧費)、会議費、使用料及び賃借料、役務費(維役務費、通信運搬費、保険料、手数料)、委託料、備品購入費(単価30万円以上の備品を除く。)
等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、食糧費)、会議費、使用料及び賃借料、役務費(雑役務費、通信運搬費、保険料、手数料)、委託料、備品購入費(単価30万円以上の備品を除く。)
費、旅費、需用費(消耗 品費、燃料費、印刷製本 費、光熱水費、修繕料、 食糧費)、会議費、使用料 及び賃借料、役務費(雑 役務費、通信運搬費、保 険料、手数料)、委託料、 備品購入費(単価30万円 以上の備品を除く。)
品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、食糧費)、会議費、使用料及び賃借料、役務費(雑役務費、通信運搬費、保険料、手数料)、委託料、備品購入費(単価30万円以上の備品を除く。)
費、光熱水費、修繕料、 食糧費)、会議費、使用料 及び賃借料、役務費(雑 役務費、通信運搬費、保 険料、手数料)、委託料、 備品購入費(単価30万円 以上の備品を除く。)
食糧費)、会議費、使用料及び賃借料、役務費(雑役務費、通信運搬費、保険料、手数料)、委託料、備品購入費(単価30万円以上の備品を除く。)
及び賃借料、役務費(雑 役務費、通信運搬費、保 険料、手数料)、委託料、 備品購入費(単価30万円 以上の備品を除く。)
及び賃借料、役務費(雑 役務費、通信運搬費、保 険料、手数料)、委託料、 備品購入費(単価30万円 以上の備品を除く。)
役務費、通信運搬費、保 険料、手数料)、委託料、 備品購入費(単価30万円 以上の備品を除く。)
険料、手数料)、委託料、 備品購入費(単価30万円 以上の備品を除く。)
備品購入費(単価30万円 以上の備品を除く。)
以上の備品を除く。)
○ 即起的 宋代云 佃位 励成 10
$ $ 会が行う臨時特例つなぎ $ $ $\overline{10}$
資金貸付事業の貸付原資(間接補助)
として必要な経費
○都道府県社会福祉協議 2 会が行う生活福祉資金貸 3
付事業の貸付原資として (間接補助)
必要な経費
ただし、同
経費のうち、
総合支援資金
及び緊急小口
資金等の特例
貸付であっ
で、あらかじ め厚生労働大
日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日
定めた金額に
ついては、
10
要保護世帯

		向け不動産担
		保型生活資金
		の貸付原資及 び激甚災害被
		災世帯に対す
		る貸付原資で
		あって、あら
		かじめ厚生労
		働大臣に協議
		して定めた金
		額については
		3
		$\frac{1}{4}$
	○都道府県社会福祉協議	1
	会が行う運営適正化委員	2
	会設置運営事業の実施に	(間接補助)
	必要な次に掲げる経費	
	給料、職員手当等、共済	
	費、報償費、旅費、賃金、	
	 需用費(消耗品費、印刷製	
	 本費、修繕料、食糧費、燃	
	料費)、会議費、使用料、	
	賃借料、役務費(雑役務費、	
	通信運搬費、手数料)、委	
	話料、備品購入費(単価30	
	万円以上の備品を除く。)	
厚生労働大臣が	○都道府県が行う地域生	定額補助
必要と認めた額	活定着促進事業の実施に	(直接補助)
	必要な次に掲げる経費	
	報酬、給料、職員手当、	
	共済費、報償費、旅費、需	
	用費(消耗品費、印刷製本	
	費、食糧費、燃料費、光熱	
	水費、修繕料)、役務費(通	
	信運搬費、保険料、手数	
	料)、委託料、使用料及び	
	賃借料、備品購入費(単価	
	30 万円以上の備品を除	
	<.)	
厚生労働大臣が	○都道府県が行う成年後	1_
必要と認めた額	見制度利用促進体制整備	2

	(古坛法叶)
推進事業(都道府県による	(直接補助)
広域的体制整備推進事業)	
の実施に必要な次に掲げ	
る経費	
給料、職員手当等、報酬、	
共済費、報償費、旅費、需	
用費、使用料及び賃借料、	
役務費、委託料、備品購入	
費(30万円以上の備品を	
除く)、負担金、補助金及び	
交付金	
○市区町村が行う成年後	1
見制度利用促進体制整備	2
推進事業(中核機関立ち	(直接補助)
上げ支援事業)の実施に	
必要な次に掲げる経費	
報償費、旅費、需用費、	
使用料及び賃借料、役務	
費、委託料、備品購入費(3	
0万円以上の備品を除	
く)、負担金、補助金及び	
交付金	
○市区町村が行う成年後	1
見制度利用促進体制整備	$\frac{1}{2}$
推進事業(中核機関等に	(直接補助)
おける受任調整機能推進	()—45(1111-)47
事業)の実施に必要な次	
に掲げる経費	
報償費、旅費、需用費、	
使用料及び賃借料、役務	
費、委託料、負担金、交付	
金	
型○市区町村が行う成年後	
	$\frac{1}{2}$
見制度利用促進体制整備	
推進事業(中核機関等に	(直接補助)
おける後見人支援体制強	
化事業)の実施に必要な	
次に掲げる経費	
給料、職員手当等、報	

中国残留邦人等地域生活支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	酬、共済費、保証の ・ 大学のでは、 ・ 大	1/2 (直接補助) (直接補助)
		耗品費、会議費、印刷製本	
		費又は補助金(支援リーダーへの活動費に限る。)、 負担金	
		○都道府県、指定都市、中核市、市区町村が行う	$\frac{10}{10}$
		身近な地域での日本語教 育支援事業の実施に必要	(直接補助)
		な次に掲げる経費	
		報償費、旅費、需用費(消	

-	松口曲 [2011年111]	
	耗品費、印刷製本費)、役	
	務費(通信運搬費、手数料、	
	保険料)、使用料及び賃借	
	料、委託料、扶助費又は補	
	助金(入学金、受講料に限	
	る。)	
厚生労働大臣が	○都道府県、指定都市、	10
必要と認めた額	中核市、市区町村が行う	10
	自立支援通訳等派遣事業	(直接補助)
	の実施に必要な次に掲げ	
	る経費	
	報償費、旅費、需用費(消	
	耗品費、印刷製本費、教材	
	費)、役務費(通信運搬費、	
	保険料、受講料)、使用料	
	及び賃借料、委託料	
	○都道府県、指定都市、	10
必要と認めた額	中核市、市区町村が行う	$\frac{10}{10}$
必安と祕のた領		
	中国残留邦人等への地域	(直接補助)
	生活支援プログラム事業	
	の実施に必要な次に掲げ	
	る経費	
	報償費、旅費、需用費(消	
	耗品費、印刷製本費)、役	
	務費(通信運搬費、手数料、	
	保険料)、使用料及び賃借	
	料、委託料、扶助費又は補	
	助金(旅費、参加者教材費、	
	入学金、受講料、受験料に	
	限る。)	
	○都道府県、指定都市、	10
	中核市、市区、福祉事務	10
	所設置町村が行う支援給	(直接補助)
	付及び配偶者支援金適正	
	実施推進事業の実施に必	
	要な次に掲げる経費	
	給料、職員手当等、報酬、	
	報償費、共済費、旅費、需	
	加 月、仅伤 月、安	

			用料及び賃借料、備品購入	
			費、負担金	
4 小規模法人	 小規模法人のネット	厚生労働大臣が	○都道府県又は市が行う	定額補助
のネットワーク	ワーク化による協働	必要と認めた額	小規模法人のネットワー	(直接補助)
化による協働推	推進事業	名·女 C III 00 / C III	ク化による協働推進事業	(国级間937)
進事業	正是尹禾		の実施に必要な次に掲げ	
严 事未			る経費	
			共済費、旅費、報償費、需	
			用費(消耗品費、印刷製本	
			費、食糧費、燃料費、光熱	
			水費、修繕料)、会議費、使	
			用料、賃借料、役務費(雑	
			役務費、通信運搬費、手数 料1) 季到料 使日購入费	
			料)、委託料、備品購入費	
			(単価 30 万円以上の備品	
			を除く。)、補助金	
			○都道府県又は市が適当	定額補助
			と認めた団体が行う小規	(間接補助)
			模法人のネットワーク化	
			による協働推進事業の実	
			施に必要な次に掲げる経	
			費	
			報酬、共済費、旅費、報	
			償費、賃金、需用費(消耗	
			品費、印刷製本費、食糧費、	
			燃料費、光熱水費、修繕	
			料)、会議費、使用料、賃借	
			料、役務費(雑役務費、通	
			信運搬費、手数料)、委託	
			料、備品購入費(単価 30 万	
			円以上の備品を除く。)、補	
			助金	

別紙様式1

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金

(元号) 年度	地方公共団体名

厚生労働省所管

		3			地方				方 公 共 団 体							
歳	圧	交付	油中				歳 入					歳出			<i>(-11-</i>	-l-v
				補助率	7	П	予算現額	収入済額	科	Ħ	予算現額	うち国庫 補 助 金	支出済額	うち国庫	備	考
予算	算科目	0	額		科	目	7 异党領	以八佰領	17	目	7 异党領	相当額	人山併領	補 助 金 相 当 額		
			円				円	円			円	円	円	円		
	000															
(000															

- 1 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目(交付決定が目の細分において行われる場合は、目の細分まで)を記載すること。 なお、各省各庁の長が補助金等を補助要綱又は補助条件等によって、補助事業等に要する経費の配分の変更について禁止し、又は各省各庁の長の承認 を要するものと規定している場合においては、他に流用することは禁止し、又は承認を要するものとして配分された経費に対する補助金等の額の区分名 を特掲し、その他の経費に対する補助金等の額については一括して「その他」の区分名を用いて記載すること。
- 2 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあっては、款、項、目、節を、歳出にあっては款、項、目をそれぞれ記載すること。 なお、歳出にあたっては前記1のなお書きにより国の歳出予算科目欄において補助事業等に要する経費の配分に応じて補助金等の額の区分名を 記載する場合において、これに対応する経費の配分が目の内訳に係るときは、当該経費の配分の目の内訳として記載すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあっては当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記載すること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

番 号 年 月 日

厚生労働大臣殿

都道府県知事 指定都市市長 名 中核市市長

(元号) 年度 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

(元 号) 月 日 第 号により交付決定があった(元号)年度生活困窮者就 労準備支援事業費等補助金について、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱の6 の(13)の規定に基づき下記のとおり報告する。

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条の 規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要国庫補助金等返還相当額)

金

3 添付書類

記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる 資料、特定収入の割合を確認できる資料)を添付する。

番号年月日

厚生労働大臣殿

都 道 府 県 知 事指 定 都 市 市 長中 核 市 市 長

(元号) 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されたく関係書類を添えて申請する。 なお、管内市(区)町村分については申請書を受理し、その内容を審査した結果適正と 認められるので併せて提出する。

1	国庫補助金申	請額			金	円
	都道	府 県				
	指 定	都市		分	金	円
	中 核	市				
	市 (区)	町村分	_		金	円

- 2 添付書類
- (1) (元号) 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金所要額調書(別紙1)
- (2) (元号) 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金市(区) 町村別申請額内訳書(別紙2)
- (3) 歳入歳出予算(見込) 書抄本
- (4) その他参考となる書類
- 3 変更申請の場合には、1にかかわらず次のとおりとする。

申 請 額 金 円(A) 前回までの交付決定額 金 円(B) 差引今回変更増△減額 金(A) −(B) 円

(元号)年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金所要額調書

都道府県 指定都市 名

1 都道府県・指定都市・中核市総表 (単位:円) 国庫補助 差引国庫 の収入額 支出予定額 基本額 所要額 決定額 細胞合液原館 補助予定額 補助基本額 (J - K) L 1) 就労準備支援事業 MODELE - - - - - - - - - -(2) 家計改善支援事業 - 作実施 (3) 三事業-体的実施の場合 (4)被保護者就労準備支援等事業 (6) 生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業 (7) 都道府県による市町村支援事業 (8)アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能の強化を行う事業 被 (9) 就労準備支援事業等実施体制整備モデル事業 (19 私力中間又仮手乗号入地下的空間でアルチ乗 (10) 経道府県による航労体験・航労訓練先の関 括・マッチング事業 (11) その他生活国勤者の自立の促進を図るため に必要な事業 (別能1-1) (12) 重層的支援体制整備事業への移行準備事業 地域大土任政 の実現に向け た包括的支援 体制構築支援 事業 事業 (14)生活保護適正実施推進事業 (別添1-3) (15)自立支援プログラム策定実施推進事業 (別が1-2) (15)日エス板ノログノム米止央総推进手来 (別添1-3) (16)地域福祉増進事業 (別添1-2) (7) (021 Z) 17) 中国残留邦人等地域生活支援事業 - ペのボムの ポットワーク 化による協働 推選事業 (19)その他生活限制者の自立の促進を図るため に必要な事業 (別部1-1) 労準備支援等 事業 (別能1-3) 21) 地域福祉增進事業 (別添1-2) 福 小規模法人 2)小規模法人のネットワーク化による協働推 ネットワーク 化による協働 推進事業 総 31

- (注) 1 F欄には、C欄とD欄とE欄を比較していずれか少ない方の額を記載すること。
- 2 (1)から(18)については I 棚にはF棚の額を、J棚には1棚の額に別表に定めるそれぞれの補助半を乗じて得た額を記載すること。また、(19)から(22)については、I棚には
- F欄ト日欄トを比較して小かい額を記載すること
- 3 各欄には、市及び白ら事業を実施する町村を含まないこと。
- 4 (11)及び(19)のA欄からJ欄は、別添の「生活国朝者就労準備支援事業費等補助金所要額測書(その他生活国朝者の自立の促進を図るために必要な事業分)」に倣って記載すること。
- 5 (16)及び(21)のA欄からJ欄は、別添の「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金所要額調書(地域福祉増進事業分)」に散って記載すること。
- 6 (4),(14),(15)及び(20)のA機からJ機は、別語の「生活困窮者飲労準備支援率業費等補助金所要額調書(被保護者就労準備支援等事業及び生活保護適正実施推進事業分)」に倣って記載すること。
- 7 J欄に千円未満の爆数が生じた場合は切り捨てること。
- 8 地域福祉増進事業については、「介護福祉資金等貸付事業」を除く。

(元号)年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金所要額調書 介護福祉士修学資金等貸付事業

都道府県名

1 都道府県総表

													(単位:円)
		区分種	田田	総事業費	寄付金その他の収 入額	差引額	対象経費の 支出予定額	基準額	選定額	都道府県補助 基本額	都道府県補助予定 額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額
				A	В	(A-B) C	D	Е	F	G	H	I	J
直接補助	生活保護 適正化等 事業	地域福祉増進事業	(1)介護福祉士修学資金 等貸付事業										
間接補助	生活保護 適正化等 事業	地域福祉増進事業	(2)介護福祉士修学資金 等貸付事業										
		合註	†										

- (注1 F欄には、C欄とD欄とE欄を比較していずれか少ない方の額を記載すること。 2 (2)については、I欄にはF欄と上欄と上欄とと比較して少ない方の額を記載すること。 3 (1)については、J欄は、I欄の額に補助率を乗じて得た額を記入すること。(2)については、J欄はI欄と同額を記入すること。 4 J欄に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。

(元号) 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金所要額調書(その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業分)

都道府県

指定都市 名

中核市

(単位:円)

	5	(A)	総事業費	寄付金その他の 収入額	差引額	対象経費の 支出予定額	基準額	選定額	都道府県 指定都市 中核市 補助基本額	都道府県 指定都市 中核市 補助予定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額
	[≥ 程	公分自	A	В	(A – B) C	D	E	F	G	Н	I	J
		生活困窮者自立支援法第7条第 2項第3号に基づく事業							/			
	直	ひきこもり支援推進事業										
	接	地域における生活困窮者支援等 のための共助の基盤づくり事業										
	補助	民生委員・児童委員研修事業										
その他生活困窮者の自立の促進		被災者見守り・相談支援事業										
を図るために必要な事業		小 計							/	/		
Z, Z, P, X		生活福祉資金貸付事業貸付事務 運営費補助事業										
	間接	日常生活自立支援事業										
	補	地域における生活困窮者支援の ための共助の基盤づくり事業										
	助	被災者見守り・相談支援事業										
		小計										

(記入要領)

A~J欄の項目は、原則として各事業の協議書に従って記入すること。

J欄に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。

【直接補助事業について】

- (1) F欄は、C欄とD欄とE欄を比較していずれか少ない額を記入すること。ただし、「小計」のF欄については、各事業の選定額を積み上げた金額を記入すること。
- (2) I欄は、F欄の額を記入すること。
- (3) J欄は、I欄の額にそれぞれの補助率を乗じて得た額を記入すること。

【間接補助事業について】※「直接補助事業について」の(1)及び(3)は、間接補助事業についても同様の取扱いとする。

(1) I欄は、F欄とH欄とを比較して少ない額を記入すること。

都道府県 指定都市 名 中核市

(単位:円)

						l	1	1	都道府県	都道府県	1	(単位
	[種	× 分 目 等	総事業費	寄付金その他の収 入額	差引額	対象経費の 支出予定額	基準額	選定額	指定都市 中核市 補助基本額	指定都市 中核市 補助予定額	国庫補助 基本額	国庫補
				В	(A-B)C	D	E	F	G	Н	I	J
	福祉人材 確保事業 福祉人材確保推進事業								/	/		
	社会福祉法人指導監督事業] /	/		
直	外国人介護人	材受入支援事業							1 /	/		
接補	災害福祉支援	ネットワーク構築推進等事業							1 /	/		
助	地域生活定着	促進事業							1 /	/		
	成年後見制度	利用促進体制整備推進事業							1/	/		
		小 計							/	/		
	外国人介護福	国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業										
	外国人介護人	材受入支援事業										
	災害福祉支援	ネットワーク構築推進等事業										
	災害ボランテ	ィアセンター設置運営研修等支援事業										
開	生活福祉資金 貸付事業	貸付原資(臨時特例つなぎ分)										
接		貸付原資 (総合支援資金分)										
補助		貸付原資(要保護分)										
		貸付原資 (激甚災害分)										
		貸付原資 (一般分)										
		貸付原資 (緊急小口資金等の特例貸付分)										
	運営適正化委	員会設置運営事業										
		小 計										

(記入要領)

A~J欄の項目は、原則として各事業の協議書に従って記入すること。

J欄に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。

【直接補助事業について】

- (1) F欄は、C欄とD欄とE欄を比較していずれか少ない額を記入すること。ただし、「小計」のF欄については、各事業の違定額を積み上げた金額を記入すること。
- (2) I欄は、F欄の額を記入すること。
- (3) J欄は、I欄の額にそれぞれの補助率を乗じて得た額を記入すること。

【間接補助事業について】※「直接補助事業について」の(1)及び(3)は、間接補助事業についても同様の取扱いとする。

(1) I欄は、F欄とH欄とを比較して少ない額を記入すること。

都道府県 指定都市 名 中 核 市

(単位:円)

														(単位:円)
			区 分 種 目		総事業費	寄付金その他の 収入額	差引額	対象経費の 支出予定額	基準額	選定額	都道府県 指定都市 中核市 補助基本額	都道府県 指定都市 中核市 補助予定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額
					A	В	(A-B)C	D	E	F	G	Н	I	J
			被保護者就労	準備支援事業										
			居住不安定者等	等居宅生活移行支援事業										
			被保護者家計	改善支援事業							- 1	1		
	生活困窮者就	被保護者就労 準備支援等事	関係職員等研 (補助率1/	修・啓発事業 2分)										
	事業	業	関係職員等研 (補助率10)	修・啓発事業 / 1 0 分)										
			個別支援プロ	グラム実施事業								1 1		
			被保護者就労	支援機能強化事業							- 1			
				小 計										
			生活保護法施行	行事務監査等事業								1 /		
			生活保護特別	指導監查事業							- 1			
				レセプトを活用した医療扶助適正化事業										
				子どもとその養育者への生活・健康管理支援モ デル事業										
				お薬手帳を活用した重複処方の適正化モデル事 業										
			医療扶助適正 化等事業	後発医薬品の使用促進										
直接補助				適正受診指導等の推進										
				精神障害者等の退院促進								1 /		
				居宅介護支援計画点検等の充実							1			
		生活保護適正 実施推進事業	収入資産状況	· 把握等充実事業							1			
	生活保護適 正化等事業		扶養義務調查	充実事業								1 /		
			体制整備強化	事業										
			都道府県等に	よる生活保護業務支援事業										
			警察との連携	協力体制強化事業								1 /		
			業務効率化事	業 (補助率1/2分)								11		
			業務効率化事	業(補助率2/3分)							1			
			生活保護業務	デジタル化による効率化手法開発・検証事業							1	П		
			その他適正化	事業							1	II .		
				小 計							1	ll .		
		自立支援プロ グラム策定実 施推進事業	社会的な居場所											_
間接補助	生活困窮者就 労準備支援等	準備支援等事	居住不安定者等	等居宅生活移行支援事業										
	事業	業		小 計										

(記入要領)

A~J欄の項目は、原則として各事業の協議書に従って記入すること。

【直接補助事業について】

- (1) F欄は、C欄とD欄とE欄を比較していずれか少ない額を記入すること。ただし、「小計」のF欄については、各事業の遵定額を積み上げた金額を記入すること。
- (2) I欄は、F欄の額を記入すること。
- (3) J欄は、I欄の額にそれぞれの補助率を乗じて得た額を記入すること。(千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。)

【間接補助事業について】 ※「直接補助事業について」の(1)及び(3)は、間接補助事業についても同様の取扱いとする。

(1) I欄は、F欄とH欄とを比較して少ない額を記入すること。

		M IX	п 9 %	総事業費	寄付金その他 の収入額	差引額	対象経費の 支出予定額	基準額	選定額	市区町村 補助予定額	国庫補助 基本額	国家補助 所要額	既交付 決定額
			(1)就分準備支援事業	A	В	(A-B) C	D	E	F	1	Н		
			與 與 (2)家計改善支援事業							/			
			体 実施 (3) 三事業体的実施の場合				+			t <i>f</i>			
		生活	(4)被保護者就労準備支援等事業 (物派)										
		生活国朝者就労獲	(5)一時生活支援事業										
ifi	液	教力	(6)生活国窮世帯の子どもに対する学習 支援事業				+			 			
市区町村	按	- 偏支级等事案	支援事業 (7)福祉事務所未設置町村による相談事										
村	袖	*	楽 (8)アウトリーチ等の充実による自立相										
	Bh	*	要 (8)アウトリーナ等の充実による自立相 該支援機能の強化を行う事業 (9) 数分準備支援事業等支施体制整備モ デル事業							 ∤			
			プル事業 (John Andrews Targeton Contractor										
			(10)その他生活国際者の自立の促進を図 るために必要な事業 計										
		地域共生社会の実現に											
		地域共生社会の実現に 向けた包括的支援体制 構築支援事業	(11) 重層的支援体制整備事業への移行準 備事業										
		\$	(12) 生活保護適正実施推進事業 (別派)							1		L	
		生活保護適正	(13)自立支援ブログラム策定実施推進事業 (別派)							17			
		進正化	(14) 地域福祉增進事業										
		化等事業	(15)中国残留郑人等地城生活支援事業							17			
			3H										
		小規模法人のネット ワーク化による協働権 連事業	(16) 小規模法人のネットワーク化による 協働推進事業							/			
										1			
			(17)その他生活関窮者の自立の促進を図 るために必要な事業										
	[10]	生活国窮者就分準備支 授等事業	(18) 被保護者就分準備支援等事業 (別的)	t							<u> </u>	+	
	按		\$\frac{1}{2}										
	補	生活保護適正化等事業	(19) 地域福祉增進事業										
	Bh	小規模法人のネット ワーク化による協働権	(20) 小規模法人のネットワーク化による 協機指連事業										
	L												
_	L	総	計										
			1	T	T	T	T	T		1	Т		
			(1)就分準備支援事業 個別	L			ļ		L	ļ <i>J</i>	L	L	
			(2)家計改善支援事業	<u> </u>	L		ļ	L	<u> </u>	11	<u> </u>	<u> </u>	
			体 実施 (3) 三事業体的実施の場合	L	L		l	L	L	l 7	L		
		生然	(4)被保護者就労準備支援等事業 (別添)	T			T	[I/	T	[
		生活国際省就	(5)一時生活支援事業	T				T		/-			
00+	itt	分准	(6)全席調算状帯の子どもに対する学習 支援事業 (7)福祉事務所未設置町村による相談事 第 (6)アウトリーチ等の表案による自立相 該支援機能の強化を行う事業	T			1			T#-			
〇〇市区町村	按	穷準備支援等事業	(7)福祉事務所未設置町村による相談事	t						<u> </u> -			
村	抽助	事業	策 (8)アウトリーチ等の充実による自立相 該支援機能の強化を行う事業	t			†	 		 	†	 	
	107)									<i>-</i>			
			(9) 成万年報え提事業寺夫地体明監備セ デル事業 (10) その他生活国窮者の自立の促進を図 るために必要な事業										
			るために必要な事業 計										
		地域共生社会の実現に 向けた包括的支援体制	(11) 直居的支援体制整備事業への移行準 備事業										
		向けた包括的支援体制 構築支援事業											
		生成	(12)生活保護適正実施推進事業 (別部) (13)自立支援プログラム策定実施推進事業 (別部)	 			ļ	ļ		 	ļ	ļ	
		保護	(13)自立支援プログラム策定実施推進事業(別添)							l			
		生活保護適正化等	(14) 地域福祉增進事業	L			ļ			_/		L	
		事業	(15)中国残留邦人等地城生活支援事業										
		A SERVICE LONG ALL	3H										
		ワーク化による協働権 連事業	(16) 小規模法人のネットワーク化による 協働推進事業							/			
			合 計										
			(17)その他生活国際者の自立の促進を図 るために必要な事業									L	
	(11)	生活国窮者就分準備支 授等事業	るために必要な事業 (18)被保護者就分準備支援等事業 (別治)	L_	<u></u>	L_	L_	L_	L_	L	L		
	接補		\$ †						<u> </u>		-		
	HII (8)		(19) 地域福祉增進事業										
		小規模法人のネット ワーク化による協働権 連事業	(20) 小規模法人のネットワーク化による 協働推進事業										
		総	計										
	<u>~</u>	~~~~		~~~~	~~~~	~~~~	~~~~	~~~~	~~~~	~~~	~~~~	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	~~
_			(1)就分準備支援事業							1			
~			(4.9)	1	1	i .			0		l	}	
				t			+						
			(2)家計改善支援事業										
		生	末期 (2)家計改善支援事業 -体 実施 (3)三事業一体的実施の場合	 			 						
		生活開窮	末端 (2)家計改善支援事業 -体 (3)三事業一体的実施の場合 (4)報保護者裁労停備支援等事業 (9)節)	 			 						
		生活國朝春就労	元年 (2)家計改善支援事業 一体 実施 (3)三事業一体的実施の場合 (4)被保護者裁労停備支援等事業 (7)節) (5)一時生活支援事業										
	流	生活国朝者就労準備支	20 京計会等支援事業 (2) 京計会等支援事業 (3) 三事業一体的実施の場合 (4) 被保護者就の予備支援等事業 (5) 一時生成支援事業 (6) 生成国教技術の子どもに対する学習 支援事業										
	直接補	生話調靭者就労療備支援等事	20 京計会等支援事業 (2) 京計会等支援事業 (3) 三事業一体的実施の場合 (4) 被保護者就の予備支援等事業 (5) 一時生成支援事業 (6) 生成国教技術の子どもに対する学習 支援事業										
○○市区町村	按	生活国朝者就労運輸支援等事業	10 室井改彦支援年業 20 三年東一部的支援の場合 (10 接収業者成分等権支援等等 (10 円を立立支援手業 (10 日本										
	被袖	生活国明者裁炒漆備支援等事要	10 室計会高支援事業 - 株 (3) 三事業 一体的支援の総合 (1) 就臣選者就力等権支援等事業 (3) 一年生活支援事業 (3) 一年生活支援事業 (3) 全が設定した。 (3) 一年生活支援事業 (3) 全が設定した。 (3) 一年生活支援事業 (3) 全が設定した。 (3) 一年生活支援事業 (4) 全が設定した。 (4) 日本・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・										
	被袖	生活調朝者就労炼備支援等事業	□ 日本の日本は参加 □ 日本の日本にある日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日										
	被袖		□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □										
	被袖	生活回興者者能力労働支援等事業 型域と企動なの支援等事業 の対象を 関係を の対象を 関係を の対象を を を の対象を を を の対象を を を の対象を を を の対象を の を の を の の の の の の の の の の の の の	□ 日本の日本は参加 □ 日本の日本にある日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日										
	被袖	地域表生社会の実現に 向けた包括的支援体制 構築支援事業	□ 公司の表現を集集 □ 20 三三条 中的対策の場合 ○ 10 三条条 中的対策の場合 ○ 中の立式投手業 ○ 中の立式投手業 ○ 10 三条条 中の対策を対象と対象を 日本を表現を 日本を 日本を 日本を 日本を 日本を 日本を 日本を 日本										
	被袖	地域表生社会の実現に 向けた包括的支援体制 構築支援事業	□ 公司の表現を集集 □ 20 三三条 中的対策の場合 ○ 10 三条条 中的対策の場合 ○ 中の立式投手業 ○ 中の立式投手業 ○ 10 三条条 中の対策を対象と対象を 日本を表現を 日本を 日本を 日本を 日本を 日本を 日本を 日本を 日本										
	被袖	地域表生社会の実現に 向けた包括的支援体制 構築支援事業	□ 20 第四点の支援を集 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1										
	被袖	地域表生社会の実現に 向けた包括的支援体制 構築支援事業	□ 公司の表現を集集 (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本)										
	被袖	地域此生社会の実現に 同けた包括的支援体制 機器支援 生 活在 後 養 選 選 選 選 選 選 選 選 選 選 選 選	□ 20 第四点の支援を集 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1										
	被袖	地域売金社会の実現に向けた合成的支援体制 何報を支援体系 情報を支援を実 生 信候 機構 選正 化 等事 業	□ 20 東京会市大阪市会 □ 20 エール・カウス版の場合 □ 20 エール・カウス版の場合 ロの日本のでは、サール・大阪市会 ロの日本のでは、サール・フェール・ファール・ファール・ファール・ファール・ファール・ファール・ファール・ファ										
	被袖	地域表生社会の実現に 向けた包括的支援体制 構築支援事業	□ 20 2月の東京建築業 (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本)										
	被袖	地域売金社会の実現に向けた合成的支援体制 何報を支援体系 情報を支援を実 生 信候 機構 選正 化 等事 業	□ 20 2月の東京建築業 (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本)										
	接補助	機能会立社会クタ展生 向けた気候的支援機能 所は大気候的支援機能 機能を設備を重 を を は を は を は を は を は を は を は を は を は	コンステムの表現を集ま コンステムーの対象の場合 コンステムーの対象の場合 コンステムーの対象の場合 ローのものとは対象を ののののである。 コンステムーの対象の場合 ののののである。 コンステムー										
	接補助	地域声を社会が定成と 向けたなが変数を 機能を変更 生 点 は は は は は は は は は に に に を と の と の と の と の と の と の と の と の と の と	■ ロッドの表現の表現を集 ・										
	接補助	機能会立社会クタ展生 向けた気候的支援機能 所は大気候的支援機能 機能を設備を重 を を を を を を を を を を を を を を を を を を	コンステムの表現を集ま コンステムーの対象の場合 コンステムーの対象の場合 コンステムーの対象の場合 ローのものとは対象を ののののである。 コンステムーの対象の場合 ののののである。 コンステムー										

^{(3) 1} F報には、C優と口優とと概念と記載していずれか少ない方の間を記入すること。 2 (0, 103, (13) 及び103の ARM-5-5 (報任、別節の「包証期格を被予機を支援事業を特赦を所受期限等「侵犯達有效が等級支援等事業及び立然を選進工業を患者事業分」に使って記載すること。 3 1 報信で打造機能が上てた場合ではある。

(都道府県・指定都市・中核市名:)

(単位:円)

		1		(単位:円)
区	分	種目	対象経費	A dar
	, _L,,	4. 公米	科目	金額
生活困窮者準備支援等	r就労 事業	就労準備支援事業	報 酬 給 料	
1 1111 2 422 4	, , , , ,		職員手当等	
			共 済 費	
			報償費	
			旅費	
			需用費	0
			消耗品費	· ·
			燃料費	
			印刷製本費	
			光熱水費	
			修善繕料	
			会 議 費	
			役 務 費	0
			通信運搬費	
			手 数 料	
			保 険 料	
			雑 役 務 費	
			委 託 料	
			使用料及び賃借	
			料 備品購入費	
			無	
			計	0
		一時生活支援事業	報酬	0
		7.111八区 7.7	給料	
			職員手当等	
			共 済 費	
			報償費	
			旅費	
			需 用 費	0
			消耗品費	
			燃料費	
			印刷製本費	
			光熱水費	
			修繕料	
			会 議 費	
			役 務 費	0
			通信運搬費	
			手 数 料	
			保 険 料	
			雑 役 務 費	
			委 託 料	
			使用料及び賃借	
			料 備品購入費	
			無 所 所 八 質 負 担 金	
			技 助 費	
			入所者食料費	
			入所者日用品費	
			原材料費	
			計	0

区	分	種		対 象 経 費	
		1-2		科 目 金	額
生活困窮者	就労準	被保護者就労準備支	被保護者就労準	報	
備支援等事	手兼	援等事業	備支援事業	給料	
		(直接補助)		職員手当等	
				共 済 費	
				報償費	
				旅費	
				需 用 費	
				消耗品費	
				燃料費	
				印刷製本費	
				光熱水費	
				修繕料	
				会 議 費	
				役 務 費	
				通信運搬費	
				手 数 料	
				保険料	
				委 託 料	
				使用料及び賃借料	
				備品購入費	
				負 担 金	
				, 면 <u>교</u> 라	
				報酬	
			居住不安定者等 居宅生活移行支	給料	
			援事業	職員手等	
				共 済 費	
				報償費	
				旅費	
				需用費	
				消耗品費	
				燃料費	
				印刷製本費	
				光熱水費	
				修繕料	
				会 議 費	
				役 務 費	
				通信運搬費	
				手 数 料	
				保 険 料	
				委 託 料	
				使用料及び賃借料	
				備品購入費	
				負 担 金	
				計	

T		
被保護者家計改	報 酬	
善支援事業	給料	
	職員手当等	
	共 済 費	
	報償費	
	旅費	
	需 用 費	
	消耗品費	
	燃料費	
	印刷製本費	
	光熱水費	
	修繕料	
	会 議 費	
	役 務 費	
	通信運搬費	
	手 数 料	
	保険料	
	委 託 料	
	使用料及び賃借料	
	備品購入費	
	負 担 金	
	計	
関係職員等研	報酬	
修・啓発事業	給料	
(補助率1/2 分)	職員手当等	
747	共 済 費	
	報償費	
	旅費	
	需 用 費	
	消耗品費	
	燃料費	
	印刷製本費	
	光熱水費	
	修繕料	
	会 議 費	
	役 務 費	
	通信運搬費	
	手 数 料	
	保険料	
	委 託 料	
	使用料及び賃借料	
	備品購入費	
	負 担 金	
	計	

明日 左 中 口 左左		
関係職員等研 修・啓発事業	報酬	
(補助率10/	給料	
10分)	職員手当等	
	共 済 費	
	報償費	
	旅	
	需 用 費	
	消耗品費	
	燃料費	
	印刷製本費	
	光熱水費	
	修繕料	
	会議費	
	通信運搬費	
	手 数 料	
	保険料	
	委 託 料	
	使用料及び賃借料	
	備品購入費	
	負 担 金	
	 計	
個別プログラム		
実施事業	給料	
	職 員 手 当 等 共 済 費	
	報貨費	
	旅費	
	需 用 費	
	消耗品費	
	燃料費	
	印刷製本費	
	光熱水費	
	修繕料	
	会 議 費	
	役 務 費	
	通信運搬費	
	手 数 料	
	保 険 料	
	委 託 料	
	使用料及び賃借料	
	備品購入費	
	負 担 金	
被保護者就労支	計	
援機能強化事業	報酬	
	給料	
	職員手当等	
	共 済 費	
	報償費	
	旅	

ı	1				
	賃			金	
	需	用		費	
		消耗	品	費	
		燃料	斗	費	
		印刷	製 本	費	
		光 熱	水	費	
		修絲	善	料	
	会	議		費	
	役	務		費	
		通信道	重 搬	費	
		手 数	文	料	
		保 🏻	矣	料	
	委	託		料	
		用料及で			
	備	品購	入	費	
	負	担		金	
		計			_
小 計					

		1	
被保護者就労準備支	居住不安定者等	報	西州
援等事業	居宅生活移行支	給	料
(間接補助)	援事業	職員手当	等
		共 済	費
		賃	金
		報 償	費
		旅	費
		需用	費
		消耗品	費
		燃料	費
		印刷製本	費
		光熱水	費
		修繕	料
		会議	費
		役 務	費
		通信運搬	費
		手 数	料
		保 険	料
		委託	料
		使用料及び賃借	
		備品購入	
		負 担	金
		計	
	小計	1	
	合 計		

区 分	種目		
			金額
生活困窮者就労準備支援等事	家計改善支援事業	報酬	
業		給料	
		職員手当等	員 消燃印光修 通手保雜 用品 員 消燃印光修 通手保雜 用品 李費費費費費費費費費費費費費費費費費費費費費費費費費費費費費費費費費費費
		共 済 費	
		報償費	
		燃料費	
		印刷製本費	
		光熱水費	
		修繕料	
		会議費	
		保険料	
		雑 役 務 費	
		委 託 料	
		使用料及び賃借料	
		備品購入費	
	/ Marine		
	生活困窮世帯の子どもに対する		
	学習支援事業		
		職員手当等	
		共 済 費	
		報償費	
		旅費	
		会 議 費	
		役 務 費	
		通信運搬費	
		手 数 料	
		使用料及び賃借料	
		備 品 購 入 費	
		負 担 金	
		計	
l			

都道府県による市町村支援事業	給 料
	職員手当等
	共 済 費
	報酬
	報償費
	需
	消耗品費
	燃料費
	印刷製本費
	光熱水費
	修繕料
	会 議 費
	役 務 費
	通信運搬費
	手 数 料
	保 険 料
	雑役務費
	委 託 料
	使用料及び賃借料
	備品購入費
	負 担 金
	補 助 金
	計
アウトリーチ等の充実による自立相談	報 酬
支援機能の強化を行う事業	給 料
	職員手当等
	共 済 費 # #
	報 償 費 旅 費
	需用費
	消耗品費
	燃料費
	印刷製本費
	光熱水費
	修繕料
	会 議 費
	役 務 費 通信運搬費
	进信 運 飯 貨 手 数 料
	保険料
	雑 役 務 費
	委 託 料
	使用料及び賃借料
	備 品 購 入 費
	計

就労準備支援事業等実施体制整備モデ	報
ル事業	給料
	職員手当等
	共 済 費
	報償費
	旅費
	需 用 費
	消耗品費
	燃料費
	印刷製本費
	光熱水費
	修繕料
	会議費
	役務費
	通信運搬費
	手 数 料
	保 険 料
	雑 役 務 費
	委 託 料
	使用料及び賃借料
	備品購入費
	計
都道府県による就労体験・就労訓練先	給料
の開拓・マッチング事業	職員手当等
	共 済 費
	報酬
	報償費
	旅費
	需用費
	消耗品費
	燃料費
	印刷製本費
	光熱水費
	修繕料
	会議費
	役 務 費
	通信運搬費
	手 数 料
	保 険 料
	雑 役 務 費
	委託料
	使用料及び賃借料
	備品購入費
	負 担 金
	= +

(都道府県・指定都市・中核市名:)

Γ Δ	猛 日	経 費	
	区 分 種 目 活困窮者就労準備支援等事 その他生活困窮者の自立の促進を図 ために必要な事業	目	金額
		-	別添1のとおり

その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業

都道府県 指定都市 名 中 核 市

(直接補助) (単位:円)

事 業 名	対象経費 科目 金額	
事 表 石	科目	金額

(間接補助) (単位:円)

事業名	対 象	経 費
事 耒 名	科目	金 額

							対	象	経	費	-122 • 1 3
区分	種目			科	ŀ		目			金	額
			給					料			
地域共生社会の実現に向けた包 括的支援体制構築支援事業	重層的支援体制整備事業へ 移行準備事業	か	職	員	į :	手	当	等			
344774241 197117K7422 177K	IN TO IT WIN 3: NO.		報					酬			
			共		ş	済		費			
			報		1	賞		費			
			旅					費			
			需		J	用		費			
				消	耗		品	費			
				燃		料		費			
				印	刷	製	本	費			
				食		糧		費			
				修		繕		料			
			役		ž	務		費			
				通	信	運	搬	費			
				手		数		料			
				保		険		料			
			委		Ī	託		料			
			使		J	用		料			
			賃			借		料			
			備	品		購	入	費			
						計					

	/\	15	н				対	象	経	費		
区	分	種	目		科		目			金	額	
				給				料				
地域共生社会 括的支援体制構)実現に向けた包 長築支援事業	重層的支援体制都道府県後方支	構築に向けた 援事業	職	員	手	当	等				
34437042011 113111	1767012 1 76	HPXE/13/11 (XXX)X	1.70	報				酬				
				共		済		費				
				報		償		費				
				旅				費				
				需		用		費				
				,,,,	消	耗	品	費				
					燃	料		費				
						刷 製						
					食	糧		費				
					修	繕		料				
				役	115	務	ĺ	費				
				1又	'圣		lón.					
						信運						
					手	数		料				
					保	険	2	枓				
				委		託		料				
				使		用		料				
				賃		借		料				
				備	品		入	費				
						計						

区分	種目		対 象 経 3	費	
区 分	(生) 日	科	ł B	金	額
生活保護適正化等事生活保護法施行事務		報	酬		
業	監査等事業	手	当		
		旅	費		
			計		
	業務効率化事業	報	酬		
	(補助率1/2分)	報	償費		
		共	済 費		
		旅	費		
		需	用 費		
		役	務費		
		委	託 料		
		使	用 料		
		賃	借 料		
		備品	購入費		
		負	担 金		
			計		

제6.76.구리 11 + - 제6.	Acr This	
業務効率化事業	報	
(補助率2/3分)	報償費	
	共 済 費	
	旅費	
	需 用 費	
	役 務 費	
	委 託 料	
	使 用 料	
	賃 借 料	
	備品購入費	
	負 担 金	
	1	_
都道府県等による	報酬	_
生活保護業務支援事業	報償費	
	共 済 費	
	旅費	
	需 用 費	
	役務費	
	委 託 料	
	使用料	
	備品購入費	
	計	

生活保護業務デジタル化による	給			料	
効率化手法開発・検証事業	職	員 手	当	等	
	報			酬	
	報	償		費	
	共	済	:	費	
	旅			費	
	需	用		費	
	役	矜	į	費	
	委	託	;	料	
	使	用		料	
	賃	借	:	料	
	備	品購	入	費	
	負	担		金	
	助	成		金	
		章	t		
上記種目以外の	報	Ħ	t	酬	
上記種目以外の 生活保護適正実施推進事業 (※)	報報	音		酬費	
	報	俏		費	
	報共	俏		費費	
	報共旅	償済		費費	
	報共旅需	貨済		費費費費	
	報共旅需役	償済用務		費 費 費 費	
	報共旅需役委	價 済 用 務 託		費費費費費料	
	報共旅需役委使賃	價 済		費費費費料料料	
	報共旅需役委使賃	價 済 用 務 託 用 借	:::::::::::::::::::::::	費費費費料料料	
	報共旅需役委使賃備	僧済	::::::::::::::::::::::::::::::::	费费费费料料料费	
	報共旅需役委使賃備	價済 用發託用借購担品	::::::::::::::::::::::::::::::::	费费费费料料料费	

(※) 別添1-3の区分種目ごとに記載すること。

区分	種	目				対	象	経	費	
	性 日			科		目			金	額
生活保護適正化等事業	社会的な居場所づく	り支援事業	報				栅			
			報		償		費			
			共		済		費			
			旅				費			
			需		用		費			
			役		務		費			
			委		託		料			
			使		用		料			
			賃		借		料			
			備	品	購	入	費			
			負		担		金			
					計					

(都道府県・指定都市・中核市名:)

区分	種目	対 象 経 費			
区 刀	埋 日	科目	金額		
生活保護適正化等事業	地域福祉増進事業	_	別添2-1のとおり		

[※]地域福祉増進事業については、「介護福祉士修学資金等貸付事業」を除く。

(都道府県・指定都市・中核市名:)

(単位:円)

区 分	種目			対	象	経	費		
	性 日		科		目			金	額
生活保護適正化等事業	中国残留邦人等地域生活支援事業	給				料			
工作体唆迦工化守事未	下四次田邓八寺地域工伯文版事 末	職	員	手	当	等			
		報				酬			
		報		償		費			
		共		済		費			
		旅				費			
		需		用		費			
		役		務		費			
		使力	用料	及び	賃借	当料			
		備	品	購	入	費			
		委		託		料			
		扶		助		費			
		補		助		金			
		負		担		金			
				+					

(都道府県名:)

区分	種目	対 象 経 費	
	1944 日	科 目	金額
生活保護適正化等事業	地域福祉増進事業 介護福祉士修学資金等貸付事業	_	別添2-2のとおり

都道府県 指定都市 名 中 核 市

				1 12	, 113	
						(単位:円)
事 業 名(直接補助)		交	士 象	経	費	
争 耒 名(但按無明)	科	目			金	額
事 業 名(間接補助)		交	士 象	経	費	
争 耒 名(间接柵切)	科	I			金	額

地域福祉増進事業

都道府県名

(単位:円)

事業名(直接補助)	対	象 経 費
尹 未 石 (巨)女佣功/	科目	金額
介護福祉士修学資金等貸付事業		
古 坐 7 (BB拉拉山)		
車 娄 夕 (問控補助)	対	象 経 費
事 業 名(間接補助)	対 : 科 目	象経費金額

	実 施 主 体 引接補助の場合)	
--	---------------------	--

(単位:円)

	T	ı							
区分	種目				対	象	経	費	
	i z H		科		目			金	額
小規模法人のネットワーク化による協働推進事業	小規模法人のネットワーク化による協働推進事業(直接補助)	会使賃役	印食燃光修雑	助	本水務搬	費費費料費料料費費料料			
				計					

小規模法人のネットワーク化	報		쨈	
による協働推進事業	共	済	費	
(間接補助)	旅		費	
	報	償	費	
	賃		金	
	需	用	費	
	消		費	
	印		費	
	食	糧	費	
	燃	料	費	
	光	熱水	費	
	修	繕	料	
	会	議	費	
	使	用	料	
	賃	借	料	
	役	務	費	
	雑		費	
	通		費	
	手		料	
	委	託	料	
		品 購 入		
	補	助	金	_
		計		

事業計画書 災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業

1	╅╁╷	性和
-	基本′	月ギ図

ア	都道府県名	
1	担当部署名	
ウ	担当者	
エ	電話番号	
才	e-mail	
2	宝族主体 (ネットロ	一ク東

2. 美肔土体(ネットリーク事務局)

ア	実施主体名	
1	担当部署	
ウ	担当者	
エ	電話番号	
オ	e-mail	
カ	体制の構築状況	□構築済み □検討中 (構築予定時期:)
+	災害派遣福祉チ	口設置済み 口検討中(設置予定時期:)
	ームの設置状況	

- 注1) 都道府県知事が認めた民間団体が実施主体となる場合については、都道府県及び民間団体の双方について記載。
- 注2) 電話番号については「代表番号(内線番号含む)」と「直通番号」の両方の記載をお願いいたします。
- 注3) e-mail については「担当部署での共有アドレス」と「担当者の個人アドレス」の両方の記載をお願いいたします。
- 注4) 災害派遣福祉チームの設置とは、災害派遣福祉チームの養成研修を実施し、研修修了者が災害派遣福祉チームのチーム員 として登録されていることをいう。

3. 事業計画

(1)基本事業

事業名				
事業内容				
事業を実施す				
る必要性及び				
期待される効				
果				
研修•訓練等※	実施予定回数	回	参加予定者数	名

(2) 連携体制充実事業

事業名	
事業内容	
事業を実施す	
る必要性及び	
期待される効	
果	

事業を実施す る必要性及び 期待される効

果

(3)災害対応力向上事業					
事業名					
事業内容					
事業を実施す					
る必要性及び					
期待される効					
果					
(4)体制強化事業					
過去の実施の	□有	. П	無		
有無	<u></u>		////		
事業名					
事業内容					

(5)特別対策事業

(5) 特別对束争耒				
事業内容				
応援体 いて	応事業参加団体	体制を構築済か 口 済	↑ 上 未済	
		# + 中 日 十 日	(4.割八日笠の日より中央) (4.割八日笠の日より中央)	
ネットワーク の構成 (予定) 団体とその役 割		構成団体名	役割分担等の具体的内容	

[※] 各都道府県で整理している既存資料がある場合、資料を添付することで、構成団体と役割は省略することができる。

[※] 災害派遣福祉チームの研修、訓練等を予定している場合には、実施予定回数及び参加予定者数について記載すること

別添3-2

(支出予定額内訳)

(1)基本事業(□直接補助、□間接補助)

科目	対象経費支出予定額	積算内訳
給料	円	円
職員手当等		
報酬		
報償費		
旅費		
賃金		
需用費		
消耗品費		
燃料費		
印刷製本費		
光熱水費		
修繕料		
食糧費		
会議費		
使用料		
賃借料		
役務費		
雑役務費		
通信運搬費		
保険料		
手数料		
委託料		
備品購入費		
負担金		
補助金		
合 計		

(2)連携体制充実事業(□直接補助、□間接補助)

科目	対象経費支出予定額	積算内訳
給料	円	円
職員手当等		
報酬		
報償費		
旅費		
賃金		
需用費		
消耗品費		
燃料費		
印刷製本費		
光熱水費		
修繕料		
食糧費		
会議費		
使用料		
賃借料		
役務費		
雑役務費		
通信運搬費		
保険料		
手数料		
委託料		
備品購入費		
負担金		
補助金		
合 計		

(3)災害対応力向上事業(□直接補助、□間接補助)

給料 職員手当等 報付費 旅費 實金 需用費 消料科 副熟水費 修糧費 全議費 使用料 賃借務費 發養養養 養養(富) 養養(電) 養養(電) 養養(で) 養養() 養養(科目	対象経費支出予定額	積算内訳
職員手当等報酬報價費旅費 實金 票 用費 消耗品費 燃料費 印刷 製水費 印刷 製水費 印刷 整本費 光絡 經程費 会議費 会議 費 使 價 借 料 传 後 發 費 強 運 優 隆 料		//witex/m / / //witex	IX FT THE
報酬 報價費 情金 需用費 消耗科費 印光終費 整理費 会議費 使程費 会議費 使用料 賃借務費 發稅發費 通保険料 委員料 委託料 備品購入費 負担金 補助金			
報償費 療金 需用費 消耗和費 が即製本費 光終結署 食糧費 会議費 使用料 賃借務費 発役務費 通信終料 委保険料 委託料 備品購入費 負担金 補助金			
旅費 賃金 需用費 消耗品費 燃料費 印刷熱材 食糧費 会糧費 会議費 使用料 賃務發費 通信運搬費 保険料 手託料 備品購入費 負担金 補助金			
賃金 需用費 消耗品費 燃料費 印刷數水費 修糧費 会議費 使用料 賃務費 強化。 企業 通信運搬費 保険料 手数料 委託料 備品購入費 負担金 補助金			
需用費 消耗品費 燃料費 印刷熱水費 修糧費 会議費 使用料 賃借務費 雜役務費 通保険料 季託料 備品購入費 負担金 補助金			
消耗品費 燃料費 印刷製本費 光熱水費 修繕料 食糧費 会議費 使用料 賃借料 役務費 強信運搬費 保険料 手数料 委託料 備品購入費 負担金 補助金			
燃料費 印刷製本費 光熱水費 修繕料 食糧費 会議費 使用料 賃借料 役務費 難役務費 通信運搬費 保険料 手数料 委託料 備品購入費 負担金 補助金			
 印刷製本費 光熱水費 修繕料 食糧費 会議費 使用料 賃借料 役務費 雑役務費 通信運搬費 保険料 手数料 委託料 備品購入費 負担金 補助金 	·		
光熱水費 修繕料 食糧費 会議費 使用料 賃借料 役務費 雜役務費 通信運搬費 保険料 手数料 委託料 備品購入費 負担金 補助金			
修繕料 食糧費 会議費 使用料 賃借料 役務費 雜役務費 通信運搬費 保険料 手数料 委託料 備品購入費 負担金 補助金			
食糧費 会議費 使用料 賃借料 役務費 雜役務費 通信運搬費 保険料 手数料 委託料 備品購入費 負担金 補助金			
会議費 使用料 賃借料 役務費 雜役務費 通信運搬費 保険料 手数料 委託料 備品購入費 負担金 補助金			
使用料 賃借料 役務費 雜役務費 通信運搬費 保険料 手数料 委託料 備品購入費 負担金 補助金			
賃借料 役務費 雜役務費 通信運搬費 保険料 手数料 委託料 備品購入費 負担金 補助金			
役務費 雑役務費 通信運搬費 保険料 手数料 委託料 備品購入費 負担金 補助金			
雑役務費 通信運搬費 保険料 手数料 委託料 備品購入費 負担金 補助金			
通信運搬費 保険料 手数料 委託料 備品購入費 負担金 補助金			
保険料 手数料 委託料 備品購入費 負担金 補助金			
手数料 委託料 備品購入費 負担金 補助金			
委託料 備品購入費 負担金 補助金			
備品購入費 負担金 補助金			
負担金 補助金			
補助金	·		
合 計	11日 中央 11日 11日		
	合 計		

(4)体制強化事業(□直接補助、□間接補助)

※当該事業は前年度以前に補助を受けている場合は、受けることができない。

科目	対象経費支出予定額	積算内訳	
給料	円		円
職員手当等			
幸好香州			
報償費			
旅費			
賃金			
需用費			
消耗品費			
燃料費			
印刷製本費			
光熱水費			
修繕料			
食糧費			
会議費			
使用料			
賃借料			
役務費			
雑役務費			
通信運搬費			
保険料			
手数料			
委託料			
備品購入費			
負担金			
補助金			
合 計			

(5)特別対策事業(□直接補助、□間接補助)

科目	· 対象経費支出予定額	積算内訳
	7)	但光门机
給料		
職員手当等		
幸 医		
報償費		
旅費		
賃金		
需用費		
消耗品費		
燃料費		
印刷製本費		
光熱水費		
修繕料		
食糧費		
会議費		
使用料		
賃借料		
役務費		
雑役務費		
通信運搬費		
保険料		
手数料		
委託料		
備品購入費		
負担金		
補助金		
合 計		

番号年月日

厚生労働大臣殿

市(区)町村長

(元号) 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されたく関係書類を添えて申請する。

1 申請額 金 円

- 2 添付書類
- (1) (元号) 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金所要額調書(別 紙)
- (2) 歳入歳出予算(見込) 書抄本
- 3 変更申請の場合には、1にかかわらず次のとおりとする。

申 請 額 金 円(A)

前回までの交付決定額 金 円(B)

市(区)町村名

		区 分種 目 等	総事業費	寄付金その他 の収入額	差引額	対象経費の 支出予定額	基準額	遷定額	市区町村 補助予定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額	既交付 決定額	差引国庫 補助金所要
		極 目 等	A	В	(A-B)C	D	E	F	G	Н	I	J	(1-
		(1)就労準備支援事業 個別実							l				
		施 (2)家計改善支援事業											
		- 体実 施 (3) 三事業一体的実施の場合											
	生 活 困	(4)被保護者就労準備支援等事業 (別添)											
	網 者 就	(5)一時生活支援事業											
直	労準備	(6)生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業											
接補	支援等	(7)福祉事務所未設置町村による相談事業											
助	事業	(8)アウトリーチ等の充実による自立相談支援 機能の強化を行う事業											
		(9)就労準備支援事業等実施体制整備モデル事業											
		(10)その他生活困窮者の自立の促進を図るため に必要な事業											
		B†											
	地域共生社会の 実現に向けた包 括的支援体制構 築支援事業	(11) 重層的支援体制整備事業への移行準備事業	9,										
	生	(12)生活保護適正実施推進事業 (別添)											
	活 保 護	(13)自立支援プログラム策定実施推進事業 (別添)]				
	適 正 化	(14) 地域福祉增進事業											
	等事業	(15)中国残留邦人等地域生活支援事業											
		2H											
	小規模法人の ネットワーク化 による協働推進 事業	(16) 小規模法人のネットワーク化による協働者 進事業	Ė										
		合 計											
		(17)その他生活困窮者の自立の促進を図るため に必要な事業	>										
開	生活困窮者就労 準備支援等事業	(18)被保護者就労準備支援等事業 (別添)											
接		pt-											
補助	生活保護適正化 等事業	(19) 地域福祉增進事業											
BAJ	小規模法人の ネットワーク化 による協働推進 事業	(20) 小規模法人のネットワーク化による協働者 進事業	Ė										

⁽注) 1 F欄には、C欄とD欄とE欄を比較していずれか少ない方の額を記入すること。 2 (4)、(12)、(13)及び(18)のA欄から I欄は、別添の「生活国為者效労準備支援事業費等補助金所要額調書(被保護者就労準備支援等事業及び生活保護適正実施推進事業分)」に倣って記載すること。 3 I欄に千円未満の端数が生じた場合は切り拾てること。

(元号) 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金所要額調書(被保護者就労準備支援等事業及び生活保護適正実施推進事業分)

市(区)町村名

											市(区) 町桁名		(単位:円)			
			区分種目		総事業費	寄付金その他の収 入額	差引額	対象経費の 支出予定額	基準額	選定額	市区町村補助予定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額			
			被保護者就	労準備支援事業	A	В	(A-B)C	D	Е	F	G	Н	I			
				者等居宅生活移行支援事業												
											- 1					
				計改善支援事業 研修·啓発事業							1					
	生活困窮者就労 準備支援等事業	被保護者就労準 備支援等事業	(補助率1	(2分) 研修·啓発事業												
			(補助率1	0/10分)												
			個別支援プ	ログラム実施事業												
			被保護者就	労支援機能強化事業												
				小計												
				レセプトを活用した医療扶助適正化事業 子どもとその養育者への生活・健康管理支												
			医療	援モデル事業 お薬手帳を活用した重複処方の適正化モデ												
				扶助	ル事業 後発医薬品の使用促進											
直接							適正化等								1 1	
補助			事業	適正受診指導等の推進												
				精神障害者等の退院促進												
				居宅介護支援計画点検等の充実												
	4- >< 11 2# ><- + 11.	生活保護適正実 施推進事業	収入資産状	況把握等充実事業 												
	生活保護適正化 等事業		扶養義務調	查充実事業												
				体制整備強	化事業											
			警察との連	携協力体制強化事業												
			業務効率化 (補助率1	事業 / 2分)												
			業務効率化 (補助率2	事業 / 3分)							17					
			生活保護業 業	務デジタル化による効率化手法開発・検証事							1/					
			その他適正	化事業							1					
				小 計												
		自立支援プログ ラム策定実施推 進事業	社会的な居	場所づくり支援事業												
間接補助	生活困窮者就労 準備支援等事業	被保護者就労準 備支援等事業	居住不安定	者等居宅生活移行支援事業												

(記入要領) $A \sim I$ 欄の項目は、原則として各事業の協議書に従って記入すること。

- 【直接補助事業について】
 (1) F欄は、C欄とり欄とE機を比較していずれか少ない額を記入すること。ただし、「小計」のF欄については、各事業の選定額を積み上げた金額を記入すること。
 (2) H欄は、F欄の額を記入すること。
 (3) 1 欄は、H欄の額にそれぞれの補助率を乗じて得た額を記入すること。(千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。)

【間接触助事業について】 ※「直接補助事業について」の(1)及び(3)は、間接補助事業についても同様の取扱いとする。(1)日欄は、F欄とG欄とを比較して少ない額を記入すること。

(市区町村名:)

	755	н		対	象	経	費	(単位:	
区 分	種	目	科	目			金	額	
生活困窮者就労準備支援等事業	就労準備支援事業		報		酬				
生佔四躬日机刀芋胂又饭守尹未			給		料				
			職員手	当	等				
			共 済		費				
			報 償		費				
			旅		費				
			需 用		費				0
			消耗	品	費				
			燃 #	ŀ	費				
			印刷製	本	費				
			光 熱	水	費				
			修綿		料				
			会 議		費				
			役 務		費				0
			通信運	越搬	費				
			手 数	ζ :	料				
			保 隊	į į	料				
			雑 役	務	費				
			委 託		料				
			使用料及で	が賃 信					
			備品購	入	費				
			負 担		金				
			計						0
	一時生活支援事業		報		酬				
			給		料				
			職員手	当	等				
			共 済		費				
			報 償		費				
			旅		費				
			需用		費				0
			消耗						
			燃		費				
			印刷製						
			光 熱						
			修綽						
			会 議						
			役 務						0
			通信運						
			手 数						
			保 隊						
			雑 役						
			委 託						
			使用料及で						
			備品購						
			負 担						
			扶助						
			入所者:						
			入所者日						
			原材						
			計		д				0
			Τħ						0

			対 象	(単位:円) 経費
区 分	種	目	科目	金額
生活困窮者就労準備支援等事業	被保護者就労準備支援等事業	被保護者就労準備支援事業	報 酬 給 料	
	(直接補助)		職員手当等	
			共 済 費	
			報 償 費	
			旅費	
			需 用 費	
			消 耗 品 費 燃 料 費	
			印刷製本費	
			光熱水費	
			修 繕 料	
			会 議 費	
			役 務 費	
			通信運搬費 手 数 料	
			保 険 料	
			委 託 料	
			使用料及び賃借料	
			備品購入費	
			負 担 金	
			計	
		居住不安定者等居宅生活移行支援事業	報酬	
			給料	
			職員手当等	
			共 済 費	
			報 償 費	
			旅費	
			需 用 費	
			消耗品費	
			燃料費	
			印刷製本費	
			光熱水費	
			修繕料	
			会 議 費	
			役 務 費	
			通信運搬費	
			手数料	
			保 険 料	
			委 託 料	
			使用料及び賃借料	
			備品購入費	
			負 担 金	
			計	

被保護者家計改善支援事業	報酬
	給料
	職員手当等
	共 済 費
	報 償 費
	旅費
	需 用 費
	消耗品費
	燃 料 費
	印刷製本費
	光 熱 水 費
	修 繕 料
	会 議 費
	役 務 費
	通信運搬費
	手 数 料
	保 険 料
	委 託 料
	使用料及び賃借料
	備品購入費
	負 担 金
	計

関係職員等研修・啓発事業	報酬
(補助率1/2分)	給料
	職員手当等
	共 済 費
	報償費
	旅費
	需用費
	消耗品費
	燃料費
	印刷製本費
	光熱水費
	修繕料
	会 議 費
	役 務 費
	通信運搬費
	手 数 料
	保険料
	委 託 料
	使用料及び賃借料
	備品購入費負担金
	<u>負担金</u> 計
围场啦只然开场 动水虫类	報酬
関係職員等研修・啓発事業 (補助率10/10分)	給料
	職員手当等
	共 済 費
	報貨費
	旅費
	需用費
	消耗品費
	燃料費
	印刷製本費
	光 熱 水 費
	修 繕 料
	会 議 費
	役 務 費
	通信運搬費
	手 数 料
	保険料
	委 託 料
	使用料及び賃借料
	備品購入費 負担金
	負 担 金
	iii iii

<u></u>	
American de la companya del companya del companya de la companya d	報酬
個別支援プログラム実施事業	給料
	職員手当等
	共 済 費
	報 償 費
	旅費
	需 用 費
	消耗品費
	燃料費
	印刷製本費
	光 熱 水 費
	修繕料
	会議費
	役 務 費
	通信運搬費
	手 数 料
	保 険 料
	委託料
	使用料及び賃借料
	備品購入費
	負 担 金
	負 担 金
	計
被保護者就労支援機能強化事 業	
	A 料
	職員手当等
	共 済 費
	報 償 費
	旅費
	
	需 用 費
	消耗品費
	燃料費
	印刷製本費
	光熱水費
	修繕料
	会 議 費
	役 務 費
	通信運搬費
	手 数 料
	保険料
	委 託 料
	使用料及び賃借料
	備品購入費
	負 担 金
	計
小計	
城 促 雜 老 計 坐 淮 備 支 垺 垒 東 娄 居 住 不 安 定 者 等 居 宅 生 活 移 行	報酬

似体唆针机刀竿佣人返守ず未	1 1 1 5 1 1 MK	1	ı
	支援事業	給料	
(間接補助)		職員手当等	
		共 済 費	
		賃 金	
		報 償 費	
		旅費	
		需 用 費	
		消耗品費	
		燃料費	
		印刷製本費	
		光熱水費	
		修繕料	
		会 議 費	
		通信運搬費	
		手 数 料	
		保 険 料	
		委 託 料	
		使用料及び賃借料	
		備品購入費	
		負 担 金	
		計	
	小 計		
	合 計		

		対 象	経費
区 分	種目	科目	金額
生活困窮者就労準備支援等事	家計改善支援事業	報酬	
業		給料	
		職員手当等	
		共 済 費	
		報償費	
		旅費	
		需 用 費	
		消耗品費	
		燃 料 費	
		印刷製本費	
		光 熱 水 費	
		修 繕 料	
		会 議 費	
		役 務 費	
		通信運搬費	
		手 数 料	
		保険料	
		雑役務費	
		委 託 料	
		使用料及び賃借料 備 品 購 入 費	
		備 品 購 入 費 負 担 金	
		計	
	生活困窮世帯の子どもに対する		
	学習支援事業	報酬	
		給料	
		職員手当等	
		共 済 費	
		報 償 費	
		旅費	
		需 用 費	
		消耗品費	
		燃料費	
		印刷製本費	
		光熱水費	
		修 繕 料	
		会 議 費	
		役 務 費	
		通信運搬費	
		手 数 料	
		保険料	
		雑 役 務 費	
		委 託 料	
		使用料及び賃借料	
		備品購入費	
		負 担 金	
		計	
I		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	

	T
福祉事務所未設置町村による	給料
相談事業	職員手当等
	共 済 費
	報酬
	報償費
	旅費
	消耗品費
	燃料費
	印刷製本費
	光熱水費
	修繕料
	会 議 費
	 役 務 費
	通信運搬費
	手数料
	保険料
	雑 役 務 費
	委 託 料
	使用料及び賃借料
	備品購入費
	負 担 金
	計
アウトリーチ等の充実による自立相	Liet will
談支援機能の強化を行う事業	給料
	職員手当等
	共 済 費
	報 償 費
	旅費
	需 用 費
	消耗品費
	燃料費
	印刷製本費 光 熱 水 費
	修繕料
	会議費
	2 務 費
	通信運搬費
	手 数 料
	保 険 料
	雑 役 務 費
	委 託 料
	使用料及び賃借料
	備品購入費

就労準備支援事業等実施体制整備モ	報酬
デル事業	給料
	職員手当等
	共 済 費
	報 償 費
	旅費
	需 用 費
	消耗品費
	燃料費
	印刷製本費
	光熱水費
	修善繕料
	会 議 費
	役 務 費
	通信運搬費
	手 数 料
	保 険 料
	雑 役 務 費
	委 託 料
	使用料及び賃借料
	備品購入費
	計
小計	

(市区町村名:

)

区分	種目	対	象	経 費	
丛 分	性 口	科 目		金	額
生活困窮者就労準備支援支援 等事業	その他生活困窮者の自立の促進を図 るために必要な事業			別添 1 σ)とおり

その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業

市区町村名

(直接補助)	() 1 1 1 1	1:円)
	(田本)	, · Ш)
(IE, 14 (III P)))	(+ + + 1)	/ . •]/

車 光 々			対	象	経	費	
事 業 名	科	目				金	額

(間接補助) (単位:円)

事 業 名	対 象 経 費						
事 業 名	科	目		刍	金 額		

							文	象	経	費		. 1 1/
区分		種	目		科		目			金	額	
地域共生社会の実現に	こ向けた	重層的支援体制	整備事業への	給				料				
包括的支援体制構築。	支援事業	移行準備事業		職	員	手	当	等				
				報				酬				
				共		済		費				
				報		償		費				
				旅				費				
				需		用		費				
					消	耗	品	費				
					燃	料		費				
					印丿	副 製		費				
					食	糧		費				
					修	繕		料				
				役		務		費				
						信 運						
					手	数		料				
					保	険		料				
				委		託		料				
				使		用		料				
				賃		借		料				
				備	品	購	入					
				助		成		金				
						計						

						対	象	経	費		. [7]
区 分	種	目		科		目	-31	7,	金	額	
生活保護適正化等事業	業務効率化事業		報				酬				
	(補助率1/2分)		報		償		費				
			共		済		費				
			旅				費				
			需		用		費				
			役		務		費				
			委		託		料				
			使		用		料				
			賃		借		料				
			備	品	購	入	費				
			負		担		金				
					計						
	業務効率化事業		報				酬				
	(補助率2/3分)		報		償		費				
			共		済		費				
			旅				費				
			需		用		費				
			役		務		費				
			委		託		料				
			使		用		料				
			賃		借		料				
			備	品	購	入	費				
			負		担		金				
					計						

	1					
生活保護業務デジタル化による	給				料	
効率化手法開発・検証事業	職	員	手	当	等	
	報				酬	
	報		償		費	
	共		済		費	
	旅				費	
	需		用		費	
	役		務		費	
	委		託		料	
	使		用		料	
	賃	-	借	-	料	
	備	品	購	入	費 ^	
	負		担业		金 ^	
	助		成		金	
			計			
上記種目以外の	報				酬	
生活保護適正実施推進事業(※)	報		償		費	
	共		済		費	
	旅				費	
	需		用		費	
	役		務		費	
	委		託		料	
	使		用		料	
	賃		借		料	
	備	品	購	入	費	
		μμ		/\		
	負		担		金	
			計			
	合	計				

^(※) 別添の区分種目ごとに記載すること。

区分	種目				対	象	経 費			
区 77	区 分 種 目			科		目			金	額
生活保護適正化等事業	社会的な居場所づくり	支援事業	報				酬			
			報		償		費			
			共		済		費			
			旅				費			
			需		用		費			
			役		務		費			
			委		託		料			
			使		用		料			
			賃		借		料			
			備	品	購	入	費			
			負		担		金			
					計					

(市区町村名:)

区分	種目	対 象	経 費
<u>Б</u> 77	(生 口	科 目	金額
生活保護適正化等事業	地域福祉増進事業	_	別添2のとおり

(市区町村名:)

E V	種目				対	象	経	費	
区分	1里 日		科		目			金	額
生活保護適正化等事業	中国残留邦人等地域生活支援事業	給				料			
工作体设施工化守尹朱	个国戏田邦八寺地域工值又恢要未	職	員	手	当	等			
		報				酬			
		報		償		費			
		共		済		費			
		旅				費			
		需		用		費			
		役		務		費			
		使月	月料.	及び	賃借	告料			
		備	品	購	入	費			
		委		託		料			
		扶		助		費			
		補		助		金			
		負		担		金			
				計					

地域福祉増進事業

市区町村名

								(半世・口
事 業 名(直接補助)			対	象	経	費		
ず 未 石 (巨体間切)	科	目					金	額
			対	象	経	費		
事 業 名 (間接補助)	科	目					金	額

A
小規模法人のネットワーク化 小規模法人のネットワーク化による協働推進事業 (直接補助) 一方の 一方
で
食 糧 費 燃 料 費 光 熱 水 費 修 繕 料 会 議 費 使 用 料 賃 借 料

(元号) 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付決定通知書

市(区)町村

(元号) 月日

都 道 府 県 知 事

- 1 この補助金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、(元 号)〇〇月 〇〇日厚生労働省発社援〇〇〇〇第〇号厚生労働事務次官通知の別紙「(元号)年度生 活困窮者就労準備支援事業費等補助金」(以下「交付要綱」という。)の3に定める事 業であり、その内容は、 (元 号) 月 日第 号申請書記載のとおり 次のとおり ある。
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更 された場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知 するところによるものとする。

事業に要する経費金円補助金の額金円

3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額の区分は、次のとおりである。

区	分	事業に要	する経費	補助	金の額
生活困窮者就労	準備支援等事業	金	円	金	円
地域共生社会の実現に向けた包括	5的支援体制構築支援事業	金	円	金	円
生活保護適	正化等事業	金	円	金	円
小規模法人のネットワー	ク化による協働推進事業	金	円	金	円

- 4 この補助金の額の確定は、交付要綱の4に定める交付額の算定方法により行うものである。
- 5 この補助金は、交付要綱の6に掲げる事項を条件として交付するものである。
- 6 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の11に定めるところにより行わなければならない。
- 7 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行 の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限 は、(元 号) 月 日とする。

(元号) 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 変更交付決定通知書

市(区)町村

(元 号) 月 日第 号で交付決定された(元号)年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金については、 (元 号) 月 日第 号申請に基づき、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和30年法律第179号)第10条第1項の規定により、)決定の内容の一部を次のとおり変更することに決定されたので通知する。

(超過交付額が生じた場合)

なお、超過交付となった金〇〇〇〇円については、 (補助金等に係る予算の執行の適 同法 正化に関する法律(昭和30) 第18条第1項の規定により、(元号) 年 月 日までに返還することを命ぜられたので併せて通知する。

(元号) 年 月 日

都道府県知事

1 この補助金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、(元 号)○○月 ○○日厚生労働省発社援○○○○第○号厚生労働事務次官通知の別紙「(元号) 年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金」(以下「交付要綱」という。)の3に定める 事業であり、その内容は√(元 号) 月 日申請書記載のとおり である。 2及び3のとおり(注)修正交付決定をする場合

事業に要する経費	金	円
うち今回増加額	金	円
(今回減少額)		
補 助 金 の 額	金	円
うち今回追加交付額	金	円
(今回減少額)		

2 事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。

3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額の区分は、次のとおりである。

	区	分	事業に要する総		補助金の額			
生活	活困窮者就 労	準備支援等事業 うち今回増加額 (今回減少額)	金 金	円円	うち今回追加交付額 (今回減少額)	金 金	円円	
地域共生	生社会の実現に向けた包	回括的支援体制構築支援事業 うち今回増加額 (今回減少額)	金 金	円円	うち今回追加交付額 (今回減少額)	金金	円円	
生活	舌保護適	正 化 等 事 業 うち今回増加額 (今回減少額)	金 金	円円	うち今回追加交付額 (今回減少額)	金 金	円円	
小規模	其法人のネットワーク	ウ化による協働推進事業 うち今回増加額 (今回減少額)	金 金	円円	うち今回追加交付額 (今回減少額)	金 金	円円	

4 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行 の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限 は、(元 号) 月 日とする。

番号年月日

厚生労働大臣殿

都 道 府 県 知 事指 定 都 市 市 長中 核 市 市 長

(元号) 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金に係る 事業実績報告について

(元 号) 月 日第 号で交付決定を受けた(元号)年度生活困窮者就 労準備支援事業費等補助金に係る事業実績報告について、次の関係書類を添えて報告す る。

なお、同日付で交付決定を受けた管内市(区)町村分の事業実績については、次のとおり報告があり、内容を審査した結果、適正と認められるので、併せて提出する。

- 1 (元号) 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金精算書(別紙1)
- 2 当該補助金に係る歳入歳出決算書(又は見込書)抄本
- 3 事業実績報告(別紙2)
- 4 (元号)年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金市(区)町村別精算額内訳書(別紙3)
- 5 その他参考となる書類

都道府県 指定都市 名 中 核 市

1 都道府県・指定都市・中核市総表

			総事業費	寄付金その他	差引額	対象経費の	基準額	選定額	都道府県・指定都市・中 核市	都道府県・指定都市・中 核市	国庫補助	国庫補助	国庫補助金	国庫補助金	国庫補助金
	[{	X 分 重 目		の収入額		支出済額			補助基本額	補助額	基本額	所要額	交付決定額	受入済額	過△不足額
		/ 1 X deb 205 080 280 -1- 275 vite 494	A	В	(A – B) C	D	Е	F	G	H	I	J	K	L	(L – J)M
	個別実施	(1)就労準備支援事業							 						
		(2)家計改善支援事業													
i	一体实施	(3) 三事業一体的実施の場合													
生	(4)被保護者 (別添1-3)	f 就労準備支援等事業													
活 困 網	(5)一時生活	(5) 一時生活支援事業							1						
者就労準	(6)生活困窮	月世帯の子どもに対する学習支援事業							 	<i>-</i>					
直備	(7) 都道府男	Aによる市町村支援事業							t/	} <i> </i>					
直		一チ等の充実による自立相談支援機能の強化							 	} <i>-</i> }	<u> </u>				
神 事 業	を行う事業								ļ <i> </i>	├	ļ				
~	(9) 就労準備	常支援事業等実施体制整備モデル事業													
	(10) 都道府 ング事業	県による就労体験・就労訓練先の開拓・マッチ]		JJ]		
	(11)その他 業 (別添1-	生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事 1)													
		<u>a+</u>													
地域共生社会の		支援体制整備事業への移行準備事業													
実現に向けた包	. F	支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業							1/						
朱人以于朱	ät														
4.	(14)生活保 (別添1-3)	護適正実施推進事業													
生活保		援プログラム策定実施推進事業							1-/	1-7					
護 適 正 化		祉增進事業							1-1	- <i> </i>					
等事業		(17)中国残留邦人等地域生活支援事業							1-/	-/					
*		計													
小規模法人の ネットワーク 化による協働 推進事業	(10) 1 4040	法人のネットワーク化による協働推進事業													
	•	合 計													
	薬 (別称1-	生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事 1)													
生活困窮者就労 準備支援等事業	(20) tels (2)	者就労準備支援等事業							t		<u> </u>		1		
接		計													
補 生活保護適正化 等事業	(21)地域福 (別添1-2)	祉增進事業													
助 小規模法人の ネットワーク化 による協働推進 事業	(00) 1 40 40	法人のネットワーク化による協働推進事業													
	総	計													

- (注) 1 F欄には、C欄とD欄とE欄を比較していずれか少ない方の額を記載すること。
- 2 (1)から(18)については1欄にはF欄の類を、J欄には1欄の類に別表に定めるそれぞれの補助率を乗じて得た類を記載すること。また、(19)から(22)については、I欄には F欄とH欄とを比較して少ない類を記載すること。
- 3 各欄には、市及び自ら事業を実施する町村を含まないこと。
- 4 (11)及び(19)のA欄からJ欄は、別添の「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金所要額調書(その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業分)」に倣って記載すること。
- 5 (16)及び(21)のA欄からJ欄は、別添の「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金所要額調書(地域福祉増進事業分)」に倣って記載すること。
- 6 (4), (14), (15)及び(20)のA欄からJ欄は、別添の「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金所要額調書(被保護者就労準備支援等事業及び生活保護適正実施推進事業分)」に做って記載すること。
- 7 J欄に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。
- 8 地域福祉増進事業については、「介護福祉資金等貸付事業」を除く。

(元号)年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金精算書介護福祉士修学資金等貸付事業

都道府県名

1 都道府県総表

		区分種	:目	総事業費	寄付金その他収 入額	左打破	対象経費の支 出済額	基準額	選定額	都道府県補助 基本額	都道府県補助 額	国庫補助基本額	国庫補助所要 額	国庫補助金交 付決定額	国庫補助金受 入済額	国庫補助金過 △不足額
				A	В	(A-B) C	D	Е	F	G	Н	I	J	K	L	(L-J) M
直接補助	生活保護 適正化等 事業	地域福祉 増進事業	(1)介護福祉士修学 資金等貸付事業													
間接補助	生活保護 適正化等 事業	地域福祉 増進事業	(2)介護福祉士修学 資金等貸付事業													
		合計														

- (注1 F欄には、C欄とD欄とE欄を比較していずれか少ない方の額を記載すること。
 - 2 (2)については、I欄にはF欄とH欄とを比較して少ない方の額を記載すること。
 - 3 (1)については、J欄はI欄の額に補助率を乗じて得た額を記入すること。(2)については、J欄はI欄と同額を記入すること。
 - 4 J欄に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。

(元号) 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金精算書(その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業分)

都道府県 指定都市 名 中 核 市

(単位:円)

		区 分 種 目	総事業費	寄付金その他の 収入額	差引額	対象経費の 支出済額	基準額	選定額	都道府県 指定都市 中核市 補助額	都道府県 指定都市 中核市 補助額	国庫補助 基本額	国庫補助所要額
			A	В	(A – B) C	D	E	F	G	Н	I	J
		生活困窮者自立支援第7条第2項第3号に基づく事業								/		
	直	ひきこもり支援推進事業										
	接	地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤 づくり事業										
	補助	民生委員・児童委員研修事業										
その他生活困窮者の自		被災者見守り・相談支援事業										
立の促進を図るために 必要な事業		小 計							/	/		
		生活福祉資金貸付事業貸付事務運営費補助事業										
	間	日常生活自立支援事業										
	接補	地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤 づくり事業										
	助	被災者見守り・相談支援事業										
		小 計										

(記入要領)

A~J欄の項目は、原則として各事業の協議書に従って記入すること。

J欄に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。

【直接補助事業について】

- (1) F欄は、C欄とD欄とE欄を比較していずれか少ない額を記入すること。ただし、「小計」のF欄については、各事業の選定額を積み上げた金額を記入すること。
- (2) I欄は、F欄の額を記入すること。
- (3) J欄は、I欄の額にそれぞれの補助率を乗じて得た額を記入すること。

【間接補助事業について】※「直接補助事業について」の(1)及び(3)は、間接補助事業についても同様の取扱いとする。

(1) I欄は、F欄とH欄とを比較して少ない額を記入すること。

(元号) 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金精算書(地域福祉増進事業分)

都道府県 指定都市 名 中核市

(単位:円)

													(単位:円)		
		区 種	分目	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の 支出済額	基準額	選定額	都道府県 指定都市 中核市 補助基本額	都道府県 指定都市 中核市 補助額	国庫補助 基本額	国庫補助所要額		
			_	A	В	(A-B)C	D	Е	F	G	Н	I	J		
		福祉人材 確保事業	福祉人材確保推進事業							/] /				
		社会福祉法人指導	享監督事業] /	/				
	直	外国人介護人材 5	 一		国人介護人材受入支援事業							/	/		
	接補	災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業								/					
	助	地域生活定着促进	也域生活定着促進事業							/					
		成年後見制度利用	用促進体制整備推進事業							1/	/				
_			小 計							/	/				
		外国人介護福祉	上候補者受入施設学習支援事業												
地域福		外国人介護人材	2 入支援事業												
祉 増		災害福祉支援ネ	ットワーク構築推進等事業												
進事業		災害ボランティアセンター設置運営研修等支援事業													
	囲	生活福祉資金 貸付事業	貸付原資(臨時特例つなぎ分)												
	接		貸付原資(総合支援資金分)												
	補助		貸付原資(要保護分)												
			貸付原資(激甚災害分)												
			貸付原資(一般分)												
			貸付原資 (緊急小口資金等の特例貸付分)												
		運営適正化委員会	於置運営事業												
			小 計												

(記入要領)

A~J欄の項目は、原則として各事業の協議書に従って記入すること。

J欄に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。

【直接補助事業について】

- (1) F欄は、C欄とD欄とE欄を比較していずれか少ない額を記入すること。ただし、「小計」のF欄については、各事業の選定額を積み上げた金額を記入すること。
- (2) I欄は、F欄の額を記入すること。
- (3) J欄は、I欄の額にそれぞれの補助率を乗じて得た額を記入すること。

【間接補助事業について】※「直接補助事業について」の(1)及び(3)は、間接補助事業についても同様の取扱いとする。

(1) I欄は、F欄とH欄とを比較して少ない額を記入すること。

都道府県 指定都市 名 中 核 市

														(単位:円)
		巨利	X 分 重 目		総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の 支出済額	基準額	選定額	都道府県 指定都市 中核市 補助基本額	都道府県 指定都市 中核市 補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
					A	В	(A – B) C	D	E	F	G	Н	I	J
			被保護者就労準備	前支援事業										
			居住不安定者等居	号宅生活移行支援事業]			
			被保護者家計改善	手支援事業							1 /			
		被保護者就労準備支	関係職員等研修・ (補助率1/2分									1		
	備支援等事業	接等事業	関係職員等研修・ (補助率10/1											
			個別支援プログラ	,厶実施事業							1 /			
			被保護者就労支援	機能強化事業]			
				小 計]]			
			生活保護法施行事	4務監查等事業										
			生活保護特別指導											
				レセプトを活用した医療扶助適正化事 業										
				子どもとその養育者への生活・健康管 理支援モデル事業										
			医療扶助適正化等	お薬手帳を活用した重複処方の適正化 モデル事業							1 /			
-4-14-15-4			事業	後発医薬品の使用促進										
直接補助				適正受診指導等の推進										
				精神障害者等の退院促進										
		生活保護適正実施推		居宅介護支援計画点検等の充実										
	生活保護適	進事業	収入資産状況把握	等充実事業								1 /		
	正化等事業		扶養義務調查充実	写事業]	1 /		
			体制整備強化事業	6] [1.1		
			都道府県等による	5生活保護業務支援事業								1.1		
			警察との連携協力)体制強化事業							1 /	1.1		
			業務効率化事業	(補助率1/2分)							l /	П		
			業務効率化事業	(補助率 2 / 3 分)]]	11		
			生活保護業務デジ	ジタル化による効率化手法開発・検証事業]]	П		
			その他適正化事業	(A.]/	11		
				小 計							1	I		
		自立支援プログラム 策定実施推進事業	社会的な居場所で	5くり支援事業										
間接補助	生活困窮者就労準 備支援等事業	被保護者就労準備支 援等事業	居住不安定者等居	宁宅生活移行支援事業										
			l		l	1	l		l		l	ì	I	ı

(記入要領)

 $A \sim J$ 欄の項目は、原則として各事業の協議書に従って記入すること。

【直接補助事業について

- (1) F欄は、C欄とD欄とE欄を比較していずれか少ない額を記入すること。ただし、「小計」のF欄については、各事業の選定額を積み上げた金額を記入すること。
- (2) I欄は、F欄の額を記入すること。
- (3) J欄は、I 欄の額にそれぞれの補助率を乗じて得た額を記入すること。(千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。)

【間接補助事業について】 ※「直接補助事業について」の(1)及び(3)は、間接補助事業についても同様の取扱いとする。

(1) I欄は、F欄とH欄とを比較して少ない額を記入すること。

2 支出済額内訳書

(1) 生活困窮者就労準備支援等事業

都道府県 指定都市 名 中核市

種目・事業名等	支出済額內訳			
(実施期間)	科目	支出済額	積算内訳	
()	計			
		+		
()	-1	_		
	計			
()				
	計			
()	計			

- (注) 1 支出済額の合計金額と別紙1のD (対象経費の支出済額) の金額は一致すること。
 - 2 要綱別紙様式(所要額算出内訳書)に記載した順に事業を並べて記載すること。
 - 3 直接補助事業、間接補助事業及びその他生活困窮者の自立の促進を図る事業は、様式を分けて記載すること。

(2) 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築支援事業

ア 重層的支援体制整備事業への移行準備事業

都道府県 指定都市 名 中核市

			(単位:円)	
種目・事業名等		支出済額内訳		
(実施期間)	科 目	支出済額	積算内訳	
庁内連携の取組等				
()	=			
	甲			
多機関協働の取組				
()			-	
	計			
アウトリーチ等を通				
アウトリーチ等を通 じた継続的支援の取 組				
和且				
()	計			
2 tu + 12 o E /u	П			
参加支援の取組				
()	計]	
	合計			

- (注) 1 支出済額の合計金額と別紙1のD(対象経費の支出済額)の金額は一致すること。
 - 2 庁内連携の取組等、多機関の取組、アウトリーチ等を通じた継続的支援の取組、 参加支援の取組それぞれの取組毎に記載すること。

(単位:円)

種目・事業名等	支出済額内訳			
(実施期間)	科 目	支出済額	積算内訳	
重層的支援体制構築 に向けた都道府県後 方支援事業				
()	計			

(注) 1 支出済額の合計金額と別紙1のD(対象経費の支出済額)の金額は一致すること。

(3) 生活保護適正実施推進事業

ア 生活保護法施行事務監査等事業

都道府県 指定都市 名 中核市

事業名	支出済額内訳		
(実施期間)	科目	支出済額	積算内訳
()			
	計		
()	≅ +		
()	計		
()	н		
,	計		
	合計		

イ 業務効率化事業 (補助率1/2分)

都道府県 指定都市 名 中核市

事業名		支出済額内	訳
(実施期間)	科目	支出済額	積算内訳
()	計		
()	⇒I		
	計		
()	計		
()	計		
	合計		

事業名		支出済額内	訳
(実施期間)	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		
()			
	計		
()	計		
()	計		
	合計		

工 医療扶助適正化等事業

(補助率10/10分)

都道府県 指定都市 名 中核市

			(単位:円)
事業名		支出済額内	訳
(実施期間)	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		
()			
,	計		
()			
,	計		
()			
, ,	計		
	合計		

事	事業名			
業名			1	
名	(実施期間)	科目	支出済額	積算内訳
	巡回指導事業			
巡	()			
担指		計		
回指導事業	上記以外の事業			
業				
	()			
		計		
	新任ケース			
研	()			
研修事業		計		
業	上記以外の事業			
	()			
		計		
優島	と事例等の横展開事業			
	()	±1.		
		計 合計		
		合計		

オー② 都道府県等による生活保護業務支援事業(事業実績)

事業名	事業名	事業実績
巡	巡回指導事業	(事業実績の概要) 巡回頻度及びその考え方、延べ巡回回数、主な相談内容などを記載
回指導事業	上記以外の事業	(事業実績の概要)・電話及びメール等による相談件数・法律相談支援の内容(支援体制、相談件数、主な相談内容など)
研	新任ケース ワーカー研修	(事業実績の概要)・開催実績(開催日時(日数)、参加者数など)・研修内容(カリキュラム) ※内容が分かる資料添付でも可・研修会資料を別途添付
修事業	上記以外の事業	(事業実績の概要)・研修会名、開催実績(開催日時(日数)、参加者数など)・研修内容(カリキュラム) ※内容が分かる資料添付でも可
優良事例等の横展開事業		(事業実績の概要) ・優良事例の周知(横展開)頻度の考え方(年一回、半年、随時など) ・周知(横展開)方法(メール、冊子、研修会等の資料など) ・周知(横展開)した内容が分かる資料(成果物)を添付

事業名		F訳		
(実施	直期間)	科目	支出済額	積算内訳
()	# †		
		HI		
()	計		
()	=1		
		計		
()	= 1		
		計		
		合計		

事業名		支出済額内	訳
(実施期間)	科目	支出済額	積算内訳
()	計		
()	計		
()	-1		
	計		
()			
	計		
	合計		

(4) 自立支援プログラム策定実施推進事業

都道府県 指定都市 名 中核市

事業名	支出済額内訳		
(実施期間)	科目	支出済額	積算内訳
()			
	計		
()	計		
()			
()	計		
()	21		
	計		
	合計		

種目・事業名等		支出済額内訳		
(実施期間)	科目	支出済額	積算内訳	
()	計			
	рГ			
()				
,	計			
()	計			
()				
	計			
	合計			

- (注) 1 支出済額の合計金額と別紙1のD(対象経費の支出済額)の金額は一致すること。
 - 2 要綱別紙様式3の別紙(所要額算出内訳書)に記載した順に事業を並べて記載すること。
 - 3 直接補助事業及び間接補助事業は、様式を分けて記載すること。
 - 4 地域定着促進事業についてのみは、可能な範囲で矯正施設退所者支援分、被疑者等支援分、地域ネットワーク強化の業務に区分けし、記載すること。
 - 5 災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業については、基本事業、体制強化事業、 特別対策事業を分けて記載すること。
 - 6 地域福祉増進事業については、「介護福祉修学資金等貸付事業」を除く。

(6) 中国残留邦人等地域生活支援事業

都道府県 指定都市 名 中核市

(単位:円)

事業名		支出済額内訳		
(実施期間)	科目	支出済額	積算内訳	
()				
	計			
()	計			
()				
,	計			
()				
	計			
	合計			

(注1) 本表は実施主体ごとに作成する。

(注2) 同一事業内において、複数の事業を行った場合は事業内容毎に記入すること。 (例えば、日本語交流事業にて、料理教室や健康教室等の複数の事業を行った場合はそれぞれの 事業内容毎に記入すること。)

事業名	支出済額内訳		
(実施期間)	科目	支出済額	積算内訳
小規模法人のネット ワーク化による協働 推進事業 (直接補助分)			
()			
	計		

事業名	支出済額内訳		
(実施期間)	科目	支出済額	積算内訳
小規模法人のネット ワーク化による協働 推進事業 (間接補助分)			
	計		

(8) 地域福祉増進事業(介護福祉士修学資金等貸付事業)

都道府県名

事業名	支出済額内訳		
尹未石	科目	支出済額	
介護福祉士修学資金等 貸付事業			
	計		

- (注) 1 支出済額の合計金額と別紙1-2のD(対象経費の支出済額)の金額は一致すること。
 - 2 直接補助事業及び間接補助事業は、様式を分けて記載すること。

(別紙2)

- (1) 生活困窮者就労準備支援等事業実績報告書
- ア 生活福祉資金貸付事業貸付事務運営費補助事業

都道府県 指定都市 名 中 核 市

事業名	実施主体 (委託先)	事業実績

事業名	実施主体 (委託先)	事業実績

事業名	実施主体 (委託先)	事業実績

エ-1 地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業

都道府県 指定都市 名 中 核 市

事業名	実施主体 (委託先)	事業実績

都道府県 指定都市 名

中核市

事業名	実施主体 (委託先)	事業実績

都道府県

指定都市 名

中核市

事業名	実施主体 (委託先)	事業実績

地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業

成果目標	※ 本事業を通じて、地域において解決すべき課題 を目標として掲げ、可能な限り定量的に記述する こと。
地域福祉計画における根拠規定	※ 地域福祉計画における根拠規定の抜粋を記述すること。地域福祉計画未策定又は改定中の場合にあっては、この限りではない。
今年度における取組内容	※ 今年度における取組内容を定性的に記述すること。
成果目標に対する進捗度合	※ 成果目標に対する事業の進捗度合を可能な限り 定量的に記載すること。
第三者委員会等により評価結果	※ 第三者委員会等における評価結果の内容を記述 すること。
今後の取組・見直し方針	※ 今年度の事業実施上の課題及びそれらを踏まえ た次年度以降の取組・見直し内容を記述すること。

被災者見守り・相談支援事業

1. 相談員数等

	専任職員数	兼務職員数	合計数
相談員数			
その他の職員数			
合計			

^{※1} 相談員数には、見守りや相談等の直接的な支援を担う職員のほか、これらの職員をコーディネートする職員 数を記載すること。

2. 支援対象地域、世帯数

支援対象地域	左記の支援対象地域の人口	対象世帯数

- ※1 人口には、被災者以外の者を含む支援対象地域の全人口を記載すること。
- ※2 支援対象地域が複数ある場合は、欄を分けて記載すること。
 - (例) 支援対象地域が○○市と△△町の場合。

^{※2} 本事業により配置する相談員数等に限って記載すること。

(2) 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築支援事業実績報告書

ア 重層的支援体制整備事業への移行準備事業

都道府県 指定都市 名 中 核 市

事業名	実施主体 (委託先)	事業実績

イ 重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業

都道府県 指定都市 名 中 核 市

事業名	実施主体 (委託先)	事業実績

(3) 地域福祉増進事業実績報告書

ア 福祉人材確保推進事業 (うち都道府県人材センター実施分)

都道府県 指定都市 名 中 核 市

事業名	実施主体 (委託先)	事業実績

⁽注) 同じ事業については、別葉とならないよう配慮すること。

事業名	実施主体 (委託先)	事業実績

⁽注) 1 同じ事業については、別葉とならないよう配慮すること。

事業名	実施主体 (委託先)	事業実績

工 介護福祉士修学資金等貸付事業

都道府県 指定都市 名 中 核 市

事業名	実施主体 (委託先)	事業実績
介護福祉士修学資金 等貸付事業		

事業名	実施主体 (委託先)	事業実績

事業名	実施主体 (委託先)	事業実績

事業名	実施主体 (委託先)	事業実績

⁽注) 同じ事業については、別葉とならないよう配慮すること。

事業名	実施主体 (委託先)	事業実績

⁽注) 同じ事業については、別葉とならないよう配慮すること。

事業名	実施主体 (委託先)	事業実績

事業名	実施主体 (委託先)	事業実績

事業名	実施主体 (委託先)	事業実績

事業名	実施主体 (委託先)	事業実績

⁽注) 同じ事業については、別葉とならないよう配慮すること。

都道府県 指定都市 名 中 核 市

事業名	実施主体 (委託先)	事業実績

⁽注) 同じ事業については、別葉とならないよう配慮すること。

都道府県 指定都市 名 中 核 市

事業名	実施主体 (委託先)	事業実績

- (注1) 本表は実施主体ごとに作成する。
- (注2) 「事業名」の欄には、「中国残留邦人等地域生活支援事業の交付方針等について」の協議様式「中国残留邦人等地域生活支援事業国庫補助見込額」の事業名と一致させること。また、同一事業内において、複数の事業を行った場合は事業内容毎に記入すること。 (例えば、日本語交流事業にて、料理教室や健康教室等の複数の事業を行った場合はそれぞれの事業内容毎に記入すること。)
- (注3) 「事業実績」の欄には、補助協議をした際に「中国残留邦人等地域生活支援事業の交付方 針等について」の協議様式「中国残留邦人等地域生活支援事業実施計画」の「3.事業計画」 で記載した事項については、必ず記入すること。その他、必要な事項について記入すること。

都道府県名

		×	分	総事業費	寄付金その他	差引額	対象経費の	基準額	遷定額	市区町村	国庫補助	国庫補助	国庫補助金	国庫補助金	差引国庫
		種	分目	A	の収入額 B	(A-B)C	支出済額 D	Е	F	補助額	基本額 H	所要額 I	交付決定額	受入済額 K	補助金所要額 (K-I)L
			(1)就労準備支援事業 個別												
			実施 (2)家計改善支援事業						[17					
		生 活 困	(4)被保護者就労準備支援等事業 (別添)												
		困 窮 者 就	(5)一時生活支援事業						[1					
市区	直	労 準 備	(6)生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業												
町村分	接補	支援等	(7)福祉事務所未設置町村による相談事業												
~	助	事業	(8)アウトリーチ等の充実による自立相談 支援機能の強化を行う事業												
			(9)就労準備支援事業等実施体制整備モデル事業												
			(10) その他生活困窮者の自立の促進を図る ために必要な事業						[17					
			計												
		地域共生社会の実現に向け た包括的支援体制構築支援 事業	(11) 重層的支援体制整備事業への移行準備 事業												
		生	(12)生活保護適正実施推進事業 (別添)												
		活 保 護	(13)自立支援プログラム策定実施推進事業 (別添)						L						
		適 正 化	(14) 地域福祉増進事業							L <i>I</i>				l	
		等事業	(15)中国残留邦人等地域生活支援事業							1					
			2H							H					
		小規模法人のネットワーク 化による協働推進事業	(16) 小規模法人のネットワーク化による協 働推進事業												
			合 計												
			(17)その他生活困窮者の自立の促進を図る ために必要な事業												
	間	生活困窮者就労準備支援等 事業	(18)被保護者就労準備支援等事業 (別添)												
	接		計												
	補	生活保護適正化等事業	(19) 地域福祉増進事業												
	助	小規模法人のネットワーク 化による協働推進事業	(20) 小規模法人のネットワーク化による協 動推進事業												
		総	計												

	区種	分	総事業費	寄付金その他 の収入額	差引額	対象経費の 支出済額	基準額	遷定額	市区町村 補助額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額	国庫補助金 交付決定額	国庫補助金 受入済額	差引国庫 補助金所要
	種	П	A	В	(A-B)C	Дщогая D	Е	F	MID AVABAL G	26/4-88 H	771 30:484	ZHAZENI J	×/ormi K	相助业/月後
		(1)就労準備支援事業 個別							L <i>J</i>					
		実施 (2)家計改善支援事業												
		体 実施 (3) 三事業体的実施の場合												
	生 活 困	(4)被保護者就労準備支援等事業 (別添)												
	위 者	(5)一時生活支援事業							11					
直		(6)生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業												
接	支援 援	(7)福祉事務所未設置町村による相談事業]				
補助	事 業	(8)アウトリーチ等の充実による自立相談 支援機能の強化を行う事業												
		(9)就労準備支援事業等実施体制整備モデ ル事業												
		(10)その他生活困窮者の自立の促進を図る ために必要な事業												
		it												
	地域共生社会の実現に向け た包括的支援体制構築支援 事業	(11) 重層的支援体制整備事業への移行準備 事業												
	4-	(12)生活保護適正実施推進事業 (別添)												
	生 活 保 護	(13)自立支援プログラム策定実施推進事業 (別添)												
	適正化等	(14) 地域福祉增進事業												
	等 事 業	(15)中国残留邦人等地城生活支援事業							7					
		計												
	小規模法人のネットワーク 化による協働推進事業	(16) 小規模法人のネットワーク化による協 働推進事業												
		合 計												
		(17) その他生活困窮者の自立の促進を図る ために必要な事業												
間	生活困窮者就労準備支援等 事業	(18)被保護者就労準備支援等事業 (別添)												
接		ät												
補	生活保護適正化等事業	(19) 地域福祉増進事業												
助	小規模法人のネットワーク 化による協働推進事業	(20) 小規模法人のネットワーク化による協 働推進事業												
	総	āl·												

	区 稚	分目	総事業費	寄付金その他 の収入額 B	差引額 (A-B)C	対象経費の 支出済額 D	基準額	遷定額 F	市区町村補助額	国庫補助 基本額 日	国庫補助所要額	国庫補助金 交付決定額 J	国庫補助金 受入済額 K	差引国庫 補助金所要額 (K-1
		(1)就労準備支援事業												
		個別 実施 (2)家計改善支援事業												
		体 実施 (3) 三事業体的実施の場合												
	生活困網	(4)被保護者就労準備支援等事業 (別添)												
	者	(5)一時生活支援事業								1				
直	就労準備支援等	(6)生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業												
接	支援等	(7)福祉事務所未設置町村による相談事業								1				
補助	事業	(8)アウトリーチ等の充実による自立相談 支援機能の強化を行う事業												
		(9)就労準備支援事業等実施体制整備モデ ル事業												
		(10)その他生活困窮者の自立の促進を図る ために必要な事業								1				
		#												
	地域共生社会の実現に向け た包括的支援体制構築支援 事業	(11) 重層的支援体制整備事業への移行準備 事業												
	生活保	(12)生活保護適正実施推進事業 (別派) (13)自立支援プログラム策定実施推進事業												
	適正	(別添) (14)地域福祉増進事業												
	化等事業	(15)中国残留邦人等地域生活支援事業												
		計												
	小規模法人のネットワーク 化による協働推進事業	(16) 小規模法人のネットワーク化による協 働推進事業												
		合 計												
		(17)その他生活困窮者の自立の促進を図る ために必要な事業												
間	生活困窮者就労準備支援等 事業	(18)被保護者就労準備支援等事業 (別添)			†						+			
接		計												
補	生活保護適正化等事業	(19) 地域福祉増進事業												
助	小規模法人のネットワーク 化による協働推進事業	(20) 小規模法人のネットワーク化による協 働推進事業												
	総	計		1					1	1				

⁽注) 1 F欄には、C欄とD欄とE欄を比較していずれか少ない方の類を記入すること。
2 (1)から(16)については、日欄にはF欄の類を、I 欄には1欄の類に別表し定めるそれぞれの補助率を乗じて得た額を記載すること。
また。(17)から(20)については、日欄にはF欄との間とを比較して少ない類を記載すること。 (ただし、千円未満の端葉が生じた場合は切り捨てること。)
3 (4)、(22、(13)及び(13)の A欄から1 欄は、別部の「生活国南者敦方準備支援事業費等補助金所受額調書(被保護者敦方準備支援等事業及び生活保護適正実施推進事業分)」に倣って記載すること。
4 1 欄に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。

番号年月日

厚生労働大臣殿

市(区)町村長

(元号) 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金に係る 事業実績報告について

(元 号) 月 日第 号で交付決定を受けた(元号)年度生活困窮者就 労準備支援事業費等補助金に係る事業実績報告について、次の関係書類を添えて報告す る。

- 1 (元号) 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金精算書(別紙)
- 2 当該補助金に係る歳入歳出決算書(又は見込書)抄本
- 3 その他参考となる資料

1 市(区)町村分総表 (単位:円)

		区 発 種 目		総事業費	寄付金その他 の収入額 B	差引額 (A-B)C	対象経費の 支出済額 D	基準額	選定額	市区町村補助額	国庫補助 基本額 H	国庫補助 所要額	国庫補助金 交付決定額	国庫補助金 受入済額 K	差引国庫 補助金所要額 (K-)
		(1) 就労準備支援 個別 実施 (2) 家計改善支援													
		一体 実施(3)三事業一体的							 -						
	生活	(4)被保護者就労準備3													
	困 窮 者 就	(5)一時生活支援事業										·			
j ₹	労 準 備		ざもに対する学習支援事業								<u> </u>	<u> </u>			
ブ 担 け テ 神	授	(7)福祉事務所未設置													
	- 学	業	E実による自立相談支援機能の強化を行う事												
			今実施体制整備モデル事業						ļ		ļ				
		(10)その他生活困窮者	の自立の促進を図るために必要な事業												
			計												
	地域共生社会の実現に けた包括的支援体制権 支援事業	前 薬 (11)重層的支援体制整	備事業への移行準備事業												
	生	(12)生活保護適正実施 (別添)	推進事業												
	活 保 護	(13)自立支援プログラ	ム策定実施推進事業 (別添)												
	適 正 化	(14)地域福祉増進事業													
	等事業	(15)中国残留邦人等地													
			計												
	小規模法人のネットワ ク化による協働推進事		トワーク化による協働推進事業												
		合	計												
			の自立の促進を図るために必要な事業												
F	生活困窮者就労準備支 等事業 目	(18)被保護者就労準備 (別添)													
报	N. C.		計												
神		(19)地域福祉増進事業													
ц	り 小規模法人のネット5 ク化による協働推進事	- (20)小規模法人のネッ	トワーク化による協働推進事業												
	<u> </u>	総	計						1		1				

⁽注) 1 F欄には、C欄とD欄とE欄を比較していずれか少ない方の額を記入すること。

^{2 (1)}から(16)については、日欄にはF欄の類を、1 欄には日欄の網に別表し定めるそれそれの補助率を乗じて得た額を記載すること。 また、(17)から(20)については、日欄にはF欄との類を、1 欄には日欄の網に別表し定めるそれそれの補助率を乗じて得た額を記載すること。 また、(17)から(20)については、日欄にはF欄とG欄とを比較して少ない額を記載すること。(ただし、千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。) 3 (4),(12),(13)及び(18)のA欄から 1 欄は、別添の「生活国窮者就労準備支援事業費等補助金所要額調書(被保護者就労準備支援等事業及び生活保護適正実施推進事業分)」に倣って記載すること。

⁴ I 欄に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。

市(区)町村名

													(単位:円)
		区種	分目		総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の 支出済額	基準額	選定額	市区町村補助額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額
		1.00			Α	В	(A-B)C	D	E	F	G	Н	I
			被保護者息	 北労準備支援事業									
			居住不安定	居住不安定者等居宅生活移行支援事業									
			被保護者家	家計改善支援事業							1 /		
	生子田寵老 並坐海	被保護者就労準備	関係職員等 (補助率)	亭研修・啓発事業 1 / 2 (△)							1 /		
	備支援等事業	支援等事業	関係職員等	専研修・啓発事業 1 0 ∕ 1 0 分)							1		
				プログラム実施事業							1 /		
											1		
			依保護有別										
				小 計							1		
				レセプトを活用した医療扶助適正化事業									
			医	子どもとその養育者への生活・健康管理支援 モデル事業									
	直接		療扶助	お薬手帳を活用した重複処方の適正化モデル 事業									
			遊正化	後発医薬品の使用促進									
接補			等事業	適正受診指導等の推進							1 /		
助			*	精神障害者等の退院促進							1 /		
				居宅介護支援計画点検等の充実							1 /		
		生活保護適正実施	収入資産な	犬況把握等充実事業							1 /		
	生活保護適正化等 事業	推進事業	扶養義務部	周查充実事業							1 /		
			体制整備引	鱼化事業							1 /		
			警察との運	車携協力体制強化事業							1 /		
			業務効率(七事業							1 /		
			業務効率(七事業							1/		
			(補助率2	2/3分) 業務デジタル化による効率化手法開発・検証事							1		
			来	r // ar W							11		
			その他適正										-
		自立支援プログラ		小 計	1						╢		
		業		舌場所づくり支援事業									<u> </u>
間接補助	生活困窮者就労準 備支援等事業	被保護者就労準備 支援等事業	居住不安定	定者等居宅生活移行支援事業									

(記入要領)

 $A \sim I$ 欄の項目は、原則として各事業の協議書に従って記入すること。

【直接補助事業について】

- (1) F欄は、C欄とD欄とE欄を比較していずれか少ない額を記入すること。ただし、「小計」のF欄については、各事業の選定額を積み上げた金額を記入すること。
- (2) 日欄は、F欄の額を記入すること。 (3) I欄は、日欄の額にそれぞれの補助率を乗じて得た額を記入すること。(千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。)

【間接補助事業について】 ※「直接補助事業について」の(1)及び(3)は、間接補助事業についても同様の取扱いとする。

(1) H欄は、F欄とG欄とを比較して少ない額を記入すること。

2 支出済額内訳書

(1) 生活困窮者就労準備支援等事業

市区町村名	Ż
-------	---

種目・事業名等		支出済額内訓	5
(実施期間)	科目	支出済額	積算内訳
()			
	計		
()	計		
	н		
()			
	計		
()	計		
	合計		

- (注) 1 支出済額の合計金額と別紙1のD (対象経費の支出済額) の金額は一致すること。
 - 2 要綱別紙様式 (所要額算出内訳書) に記載した順に事業を並べて記載すること。
 - 3 直接補助事業、間接補助事業及びその他生活困窮者の自立の促進を図る事業は、様式を分けて記載すること。

(2)地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築支援事業 重層的支援体制整備事業への移行準備事業

Ħ	Ħ	区	田	۲ź	ķ.	13	z

種目・事業名等		支出済額内訓	5
(実施期間)	科目	支出済額	積算内訳
庁内連携の取組等			
()			
	計		
多機関協働の取組			
()	計		
アウトリーチ等を通じ た継続的支援の取組			
た継続的支援の取組			
()	計		
参加支援の取組	н		
>> 14H 7~ 10X * 1 41V 11HT			
()			
,	計		
	合計		

- (注) 1 支出済額の合計金額と別紙1のD (対象経費の支出済額) の金額は一致すること。
 - 2 庁内連携の取組等、多機関の取組、アウトリーチ等を通じた継続的支援の取組、 参加支援の取組それぞれの取組毎に記載すること。

(3) 生活保護適正実施推進事業

ア 業務効率化事業

(補助率1/2分)

市区町村名

事業名		支出済額内	引訳
(実施期間)	科目	支出済額	積算内訳
()	計		
()	計		
	н н		
()			
	計		
()			
, ,	計		
	合計		

事業名		支出済額内	1訳
(実施期間)	科目	支出済額	積算内訳
()	計		
	н		
()			
	計		
()	計		
()	計		
	合計		

事業名		支出済額内	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
(実施期間)	科目	支出済額	積算内訳
()	計		
()	≅T		
	計		
()			
	計		
()			
,	計		
	合計		

				. 1			
Н	Ħ	X	Ħπ	7	۲.	トノ	7
ш	IJ	い .	ъ,	-	111	_	

事業名		支出済額内	可訳
(実施期間)	科目	支出済額	積算内訳
()			-
	計		
()	計		1
	н		
()			
,	計		
()			-
	計		
	合計		

			(単位:円)
事業名		支出済額内	訳
(実施期間)	科目	支出済額	積算内訳
()	計		
()	計		
()			
,	計		
()			
	計		
	合計		

事業名	支出済額内訳		
(実施期間)	—————————————————————————————————————	支出済額	積算内訳
()			
,	計		
()	計		
()	計 計		
()	計		
	合計		

		- I. I	-
T	区町	ト 本、	· ⁄Z.

種目•事業名等	支出済額内訳		
(実施期間)	科目	支出済額	積算内訳
()	—————————————————————————————————————		
()	=1		
	計		
()			
,	計		
()	計		
	合計		

- (注) 1 支出済額の合計金額と別紙1のD (対象経費の支出済額) の金額は一致すること。
 - 2 要綱別紙様式5の別紙 (所要額算出内訳書) に記載した順に事業を並べて記載すること。
 - 3 直接補助事業及び間接補助事業は、様式を分けて記載すること。

事業名	支出済額内訳		
(実施期間)	科目	支出済額	積算内訳
()	計		
()			
	計		
()	— 計		
()			
	計		
	合計		

(注1) 本表は実施主体ごとに作成する。

(注2) 同一事業内において、複数の事業を行った場合は事業内容毎に記入すること。 (例えば、日本語交流事業にて、料理教室や健康教室等の複数の事業を行った場合は それぞれの事業内容毎に記入すること。)

事業名	支出済額内訳		
(実施期間)	科目	支出済額	積算内訳
小規模法人のネット ワーク化による協働 推進事業 (直接補助分)			
()			
	計		

事業名	支出済額内訳		
(実施期間)	科目	支出済額	積算内訳
小規模法人のネット ワーク化による協働 推進事業 (間接補助分)			
()			
	計		

3 事業実績報告書

(1) その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業 ア ひきこもり支援推進事業

市区町村名

		·
事業名	委託先	事業実績

(注) 1. 同じ事業については、別葉とならないよう配慮すること。

事業名	実施主体 (委託先)	事業実績

⁽注) 1. 同じ事業については、別葉とならないよう配慮すること。

地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業

成果目標	※ 本事業を通じて、地域において解決すべき課題 を目標として掲げ、可能な限り定量的に記述する こと。
地域福祉計画における根拠規定	※ 地域福祉計画における根拠規定の抜粋を記述すること。地域福祉計画未策定又は改定中の場合にあっては、この限りではない。
今年度における取組内容	※ 今年度における取組内容を定性的に記述すること。 と。
成果目標に対する進捗度合	※ 成果目標に対する事業の進捗度合を可能な限り 定量的に記載すること。
第三者委員会等により評価結果	※ 第三者委員会等における評価結果の内容を記述 すること。
今後の取組・見直し方針	※ 今年度の事業実施上の課題及びそれらを踏まえ た次年度以降の取組・見直し内容を記述すること。

(2)地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築支援事業 重層的支援体制整備事業への移行準備事業

市区町村名

事業名	実施主体 (委託先)	事業実績

(注) 同じ事業については、別葉とならないよう配慮すること。

(3) 地域福祉増進事業

ア 社会福祉法人指導監督事業

市区町村名

事業名	実施主体 (委託先)	事業実績

(注) 1 同じ事業については、別葉とならないよう配慮すること。

事業名	実施主体 (委託先)	事業実績

(注) 1 同じ事業については、別葉とならないよう配慮すること。

事業名	実施主体 (委託先)	事業実績

- (注1) 本表は実施主体ごとに作成する。
- (注2) 「事業名」の欄には、「中国残留邦人等地域生活支援事業の交付方針等について」の協議様式「中国残留邦人等地域生活支援事業国庫補助見込額」の事業名と一致させること。また、同一事業内において、複数の事業を行った場合は事業内容毎に記入すること。 (例えば、日本語交流事業にて、料理教室や健康教室等の複数の事業を行った場合はそれぞれの事業内容毎に記入すること。)
- (注3) 「事業実績」の欄には、補助協議をした際に「中国残留邦人等地域生活支援事業の交付方 針等について」の協議様式「中国残留邦人等地域生活支援事業実施計画」の「3.事業計画」 で記載した事項については、必ず記入すること。その他、必要な事項について記入すること。

(元号) 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付額確定通知書

市(区)町村

(元 号) 月 日第 号で交付決定された(元号)年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金については、(元 号) 月 日第 号事業実績報告に基づき、(元 号) 月 日第 号をもって交付額が金 円に確定されたので通知する。

(超過交付額が生じた場合)

なお、超過交付となった金 円については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第2項の規定により(元 号)月 日までに返還することを命ぜられたので併せて通知する。

(元号) 月日

都道府県知事

番 号 (元 号) 月 日

厚生労働大臣殿

都道府県知事指定都市市長

(元号) 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 (地域福祉増進事業分) 返還について

標記について、(元号)年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱6の(10)により下記のとおり報告する。

1 対象となる資金の種類

●●●●資金分

円

2 (元号) 年度末現在保有資金額

金

3 国庫補助返還額

金

4 国庫補助の返還理由と返還額の算出根拠

5 その他参考となる書類